

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000003 施設警備業務委託（中央図書館・市民情報交流センター）
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	中央図書館（市民情報交流センター）施設利用者の安全を確保するとともに、火災・盗難・不審者等の立ち入り、その他事件事故を未然に防止するなど、施設内の秩序の維持と施設の保全等を図る。
相 手 方	名 称	
	代 表 者	
	所 在 地	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、中央図書館（市民情報交流センター）における機械警備業務を受託しており、人的警備と機械警備を一体として業務を実施しなければ、包括的に緊急時の円滑な対応を図ることができないため、当該事業者と随意契をするものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000005 博物館清掃業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市博物館の環境美化及び施設保全のため、館内及び敷地内の清掃を行う。 ・業務日 毎週日曜日から土曜日まで（以下の休館日を除く） （月曜日（国民の祝日にあたる場合翌平日）、相馬野馬追最終日の翌平日、 12月29日から1月3日まで） ・業務時間 午前8時30分から午後3時まで
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本南相馬市博物館清掃業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000007 南相馬市復興支援員設置業務委託
	履行場所	一般社団法人 南相馬観光協会
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティの再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第2条に掲げる業務を実施し、南相馬市と協力して被災地等の復興支援を行う。 業務概要 (1) 復興支援員の職務環境の整備 (4) 支援員活動 (2) 支援員の配置 (2名) (5) 指導管理 (3) 事業推進 (6) 報告書作成
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬観光協会
	代 表 者	会長 宮崎 和志
	所 在 地	南相馬市 原町区本町二丁目52番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市の観光に深く精通しているとともに、当該事業を実施するために必要なノウハウやネットワークが構築されており、地域コミュニティの再構築を図るための拠点として復興支援員を配置し機能できるのは（一社）南相馬観光協会のみであることから、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 商工観光部観光交流課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000009
		LGWAN対応チャットツールライセンス借上げ
	履行場所	南相馬市デジタル推進課
	種 類	賃貸借
概 要	現在導入済のグループウェアでは、即時の通知ができないことから、回答の遅延が許容される連絡以外は、電話を利用することが多く、業務を一時中断し対応する必要がある。そのため庁内で利用できるチャットツールを導入し、個々の電話対応をなくすことで業務の効率化を図る。 また、庁外との連絡を安全に行うためにLGWANのクラウドサービスでの導入を行う。 ・製品名：LoGoチャット 750ライセンス ・製品名：AIアシスタントbotサービス GPT-4o 上限500万文字/月 ※上限100万文字追加ごとに月額15,000円(税別)の追加費用が生じるもの ・ライセンス期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日	
相 手 方	名 称	テクノ・マインド株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 阿部 忠彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡一丁目6番11号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 LGWANに対応したチャットツールであり、かつ自治体間で連携機能があり県内の複数自治体が導入済みであること、更に職員間の連絡や災害時のやりとりなど庁内でも利用が進んでいるため、LoGoチャットを継続利用する。 県内でLoGoチャットのアカウントを調達できるのは、開発元に福島県内への販売パートナーとして認められている本事業者のみであることから随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000011 令和 8 年度外出支援サービス事業に係る業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種 類	業務委託
	概 要	おおむね 6 5 歳以上で心身に障がいがあり、一般の交通機関を利用することが困難で移送サービスが必要な方を相双地域内の医療機関、在宅福祉サービス、介護予防等事業所と自宅の間を送迎等移送するサービス及び付帯する運行管理（受付・車両管理）等の事務業務を行う。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターとの随意契約をするものである。	
工事等担当課名 [健康福祉部長寿福祉課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000013 令和8年度南相馬市CIO補佐業務委託
	履行場所	福島県南相馬市役所内執務室等の市が指定する場所
	種 類	業務委託
	概 要	C I O（最高情報統括責任者：副市長）のマネジメントを専門的知見や経験から補佐するとともに、庁内における業務改善・業務効率化、そのために必要となる最適なデジタル技術の活用等に関する助言や提案に加え、それらを実現するために必要な各種取り組みに関する業務を委託する。
相 手 方	名 称	株式会社日本政策総研
	代 表 者	代表取締役 宮脇 淳
	所 在 地	東京都 文京区 小石川5丁目2-2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は令和5年度に南相馬市C I O補佐業務委託公募型プロポーザルを実施し、審査結果により選定されており、令和6年度以降も継続して本業務を受託していることから実施体制や取組内容、専門的な知見や経験などを十分に兼ね備えている。 また、本事業においては、D Xに関する庁内での取組の経緯や内容等を熟知し、専門性と継続性をもって取り組むことで最大限の効果が期待される。 仮に、他の事業者に委託した場合、これまで実施してきたD Xに関する取組内容等に精通するまでに一定程度の時間が必要となり、スピード感をもったD Xの推進や取組の方向性などに支障が生じるおそれが高く、本事業の目的達成が困難になる。 以上のことから、当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000015
	履行場所	電子申請サービス借上げ
	種 類	南相馬市デジタル推進課
	概 要	賃貸借 市民からの申請をオンラインで受け付けるサービスを導入する。 ・ 利用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
相 手 方	名 称	株式会社 N T T データ関西
	代 表 者	代表取締役社長 中島 弘嗣
	所 在 地	大阪府 大阪市北区 堂島三丁目 1 番 2 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該サービスは令和 7 年 9 月から本市のオンライン申請受付フォームとして利用している。これまでに作成した申請フォームを継続して利用するため、当該サービスの継続利用が必要であり、また、本サービスを構築したのは当該業者のため、導入が可能な唯一の事業者であることから、当該事業者と随意契約としたい。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000021
	履行場所	指定結婚相談所利用者支援業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	市の指定を受けた結婚相談所において、結婚相手探しを行う者へ6か月間にわたり異性の紹介や出会いの機会の提供等の婚活支援サービスを提供する。 ・ 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 ・ 募集対象 市内に住所を有する独身者で要件すべてを満たす者（15人） ・ 提供サービス 結婚相手紹介等サービスの提供、会員向け相談支援、参加者募集チラシ作成及びWeb広告の実施ほか
相 手 方	名 称	マリッジ株式会社
	代 表 者	代表取締役 松橋 隆広
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 中央一丁目3-1アエル17階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、連続した6か月間にわたり、独身者である市民が、結婚相談所が提供するオンラインのマッチングシステムを利用し、同システムデータベースに登録された独身男女を対象にお見合い等を行い、結婚を目指すものである。 既存の結婚相談所のサービスは、申請者による検索及びお見合いの申込み、または結婚相談所からの相手紹介のいずれか一方のサービス提供のみであるが、当該事業者は、その両方のサービスに対応できる唯一の事業者である。 また、事業開始時（令和3年度）にプロポにより事業を選定していること、「自治体向けで短期間の成婚サポート」というパッケージがあるのは本内申業者のみであることから当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

IP20P030

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000023 各種証明書コンビニ交付サーバ保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所西庁舎 3 階サーバ室
	種 類	業務委託
	概 要	各種証明書コンビニ交付サーバ保守業務委託を行う。 対象機器 ・各種証明書コンビニ交付サーバ 1 台 ・各種証明書コンビニ交付ファイアウォール 2 台 ・各種証明書コンビニ交付スイッチング HUB 2 台 業務内容 ・機器障害時の修理等対応ほか
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 各種証明書コンビニ交付サーバは当該業者がシステムを構築していることから、当該業者以外では保守を行うことが出来ないため、株式会社日立システムズと随意契約をすることとする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000025
		原町区内公園トイレ清掃業務委託
	履行場所	南相馬市原町区錦町 1 丁目地内 外21公園
	種 類	業務委託
概 要	原町区内にある公園施設の清掃を週2回行う。（トイレ清掃及び片付け22公園27箇所） 22公園（錦公園、しらゆり公園、桜井公園、青葉公園、よつば公園、小川公園、下川原公園、牛越西公園、牛越東公園、牛越中央公園、高田公園、西殿公園、日の出公園、国見公園、国見中央公園、夜の森公園、原町運動公園、駅前北公園、北町公園、北町西公園、高見公園、北原 1 号公園）	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	この業務は軽易な清掃業務であり、当該業務はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。 また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000026 林道維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市内林道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するため、草刈り、側溝等道路施設の清掃等の維持管理を行う。 ※業務内容 側溝土砂撤去及び清掃、草刈り、支障木伐採及び撤去、緊急的な道路補修等 4 9 路線（鹿島区：2 0 路線、原町区：2 2 路線、小高区：7 路線）
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託は、主に人力による林道維持管理を行うものであり、南相馬市復興事業協同組合には南相馬市内建設業者が複数加入して作業員の確保が十分できること、また、南相馬市内全域的林道現況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応ができることから、本業務を遂行できるのは当該業者のみであるため随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000027 南相馬市市道維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市区内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市区内市道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するため、草刈、側溝等道路施設の清掃管理を行う。
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託は、主に人力による市道維持管理を行うものであり、現在土木課維持作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合には市内全域に建設業者が複数加入し作業の確保が十分できること、また、市内全域の市道現況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応できることから、本業務を遂行できるのは当該業者のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000028
	履行場所	北泉海浜総合公園丘陵地エリア除草・剪定業務委託
	種類	業務委託
	概要	北泉海浜総合公園丘陵地エリアの除草・剪定を行う。 ①機械による除草及び除草物の処理を年5回行う。 ②樹木・小木の剪定物の処理を年2回行う。
相 手 方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 渡部 定幸
	所在地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は、軽易な除草・剪定・清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000030 令和8年度南相馬市農業学校管理運営業務委託
	履行場所	南相馬市小高区南鳩原地内外
	種類	業務委託
	概要	本市の農業の持続的な発展を図るため、市内外から新規就農希望者を集め、新たな農業担い手を確保・育成するとともに、地域の農業者も併せて育成することを目的とした農業研修事業を実施する。 本委託事業では、農業学校の管理運営全般として、農業研修事業の運営に加え、農業交流施設の管理や農業交流事業の実施等の業務を行う。
相 手 方	名称	株式会社マイファーム
	代表者	代表取締役 西辻 一真
	所在地	京都府 京都市下京区 東塩小路町607番地辰巳ビル1階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、高い企画力・運営力を有するだけでなく、就農希望者に訴求できる高いPR力を持つ事業者を選定する必要があることから、令和6年3月に公募型プロポーザルを実施し、当該事業者を選定しているところである。 また、本農業学校では、当該事業者の「教育設計・育成モデル」を学びたいという動機をもって入学する学生が多く存在しており、当該事業者の教育思想および育成手法そのものが、本校の教育内容の中核を構成している。 加えて、本校の目的は単に修了生を輩出することではなく、地域に定着する農業人材を継続的に育成することであり、そのためには卒業後の就農を含めた一貫した伴走支援が不可欠である。 以上の理由から、在学中の教育から卒業後のアフターケアまでを一体として提供できる事業者は、当該事業者だけであることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [農林水産部農政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000031 南相馬市復興支援員設置業務委託（小高観光協会）
	履行場所	小高区役所地域振興課
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 8 条各号に掲げる業務を実施する。 (1) 復興支援員の活動支援業務 (2) 復興支援員の活動計画作成及び活動報告業務 (3) 復興支援員の活動状況及びその成果等の情報発信業務 (4) その他市長が必要と認める業務
相 手 方	名 称	小高観光協会
	代 表 者	会長 門馬 弘
	所 在 地	南相馬市 小高区本町二丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、復興支援員の活動を推進するため、地域コミュニティ再構築に寄与できると認める団体が履行することとしており（復興支援員設置要綱第 8 条規定）、当該業者は、必要なノウハウやネットワークを有しているとともに、観光産業に深く精通していることから、履行可能な唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000035 後期高齢者医療事務支援システム子ども・子育て支援金対応改修業務委託
	履行場所	市民課
	種 類	業務委託
	概 要	令和 8 年度創設の子ども・子育て支援法に伴い、後期高齢者医療事務支援システムにて子ども・子育て支援納付金への対応が必要なため、当該システムを改修するもの。 業務内容 ・システムに係る帳票レイアウトの変更 ・システムに係る賦課機能の追加 ・データ連携の対応
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、後期高齢者医療事務支援システムの子ども・子育て支援法への対応に伴うシステム改修であり、現行システムの開発保守をしている当該業者でなければシステム改修が行えないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000036 農業集落排水処理施設維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字浮田地内外
	種 類	業務委託
	概 要	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場の維持管理業務を委託する。 対象施設 終末処理場 2カ所 マンホールポンプ場 6カ所 大型浄化槽 1カ所
相 手 方	名 称	株式会社相双衛生
	代 表 者	代表取締役 後藤 信也
	所 在 地	南相馬市 原町区上渋佐字原田 1 7 6 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本施設（501人槽以上）の維持管理を行うにあたっては浄化槽技術管理者の資格が必要である。 また、本施設は、一般的な浄化槽ではなく、排水インフラである農業集落排水処理施設であり、維持管理においては、経験、知識を特に必要とし、現場の状況等に特に精通した者に施工（維持管理）させる必要がある。 当該業者は鹿島町時代より施設の維持管理を受注しており、必要な資格と十分な知識を有し、本施設の設備に精通した市内業者であることから、当該業者と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000038
		eLTAX審査システム借上げ
	履行場所	税務課
	種 類	賃貸借
概 要	地方税ポータルシステム（eLTAX）を通して送受信した電子申告及び各種届出等のデータを審査し、本市の税基幹システムに取込むために必要なシステムの借り上げ。 なお、地方税ポータルシステム（eLTAX）から配信される、所得税の確定申告書等の電子的データの送受信に必要な国税連携システムにも対応可能なものとする。	
	運用内容・範囲等 ①eLTAX審査システムの利用サービス ②審査クライアントのバージョンアップ ③情報シート管理 ④サービス利用期間中のヘルプデスク	
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、本市で使用している税基幹システムの開発業者であり、今回借り上げるeLTAX審査システムは、本市の税基幹システムと送受信等ができるものでなければならず、税基幹システムとの連携が適切に行えるのは、当該業者の審査システムのみであることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000040 令和 8 年度特別徴収税額通知書等印刷・印字・封入封緘業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	I 下記様式（１）～（３）の印刷・印字、印字に係るデータ抽出業務 （１）給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） 1 2 , 0 0 0 件 （２）給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用） 1 2 , 0 0 0 件 （３）福島県南相馬市 個人市県民税 森林環境税 領収書 納入書 納入済通知書 5 2 , 0 0 0 件 II 上記印字資料を含む当初発送資料の封入・封緘業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、市が使用している税基幹システムの開発及び保守管理業者であり、当該業務は、市が保有する賦課データの抽出処理から発送形態に応じたデータの並び替えと、納税通知書等の印刷、印字、封入・封緘業務である。 現行システムデータの活用と、システム機能と不整合が発生した場合の対応を含め、システム開発保守業者でないと履行できないことから、確実に履行できる当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000042
	履行場所	超高速インターネット光ファイバ網保守業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	小高区・鹿島区に市民向け光ファイバーを市で敷設し民間通信事業者へ貸出を行い、地域住民へインターネットサービスを提供していることから、安定的なサービスの運用を図るため、回線及び設備の保守管理を行うもの。
相 手 方	名 称	N T T 東日本株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 大町9番20号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、本光ケーブルの敷設を実施している当該事業者でなければ履行できないことから、当該事業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000043 北泉海浜総合公園内臨時キャンプ場等管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂地内
	種 類	業務委託
	概 要	1. 臨時キャンプ場等管理業務（管理棟・ドックランも含む） ・令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで（臨時キャンプ場・管理棟の夜間管理も含む） ・キャンプ場管理受付等業務、ドックラン清掃業務 2. 北泉海浜総合公園シャワー棟（南棟、北棟）内の清掃 ・トイレ、シャワー室の管理清掃業務（南棟、北棟）及び各棟の開閉施設
相 手 方	名 称	株式会社東武
	代 表 者	代表取締役社長 尾形 衛
	所 在 地	南相馬市 原町区本陣前二丁目 5 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、北泉海浜総合公園内の施設維持管理・清掃業務から臨時キャンプ場管理までを一体的に委託するものである。臨時キャンプ場管理については、利用受付から宿泊時の夜間管理、利用者へのアンケート調査など多岐に渡るものであり、利用者のニーズ把握や緊急時の対応など、業務内容に対する知見と危機管理能力が求められる。 当該業者は、震災前及び臨時キャンプ場を再開した令和 3 年度から管理運営を行っており、業務内容に関する十分な知見と実績を有していることから、確実な履行が可能な事業者であるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000044 税務申告支援システム運用サポート業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	住民税申告及び課税業務において、現行で運用している税務申告支援システムの各種サポート業務委託。 業務内容 (1) 税務申告支援運用サポート業務 (2) 申告用機器設置業務 (3) 運用関連業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 税申告受付や課税業務においては、税務申告支援システム及び税基幹システムの双方での、各種プログラムやデータのセットアップなど、各システムのデータベースを直接操作する必要がある。 当該業者は、現在本市で使用している税務申告支援・税基幹システムの保守管理業者であり、双方システムの機能要件や操作性を含め、適切な運用ができるのは当該業者のみであることから、確実な履行が見込まれる当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000045 生涯学習センター（原町・ひばり）施設管理業務委託
	履行場所	原町生涯学習センター・ひばり生涯学習センター・
	種 類	業務委託
	概 要	原町・ひばり生涯学習センターの夜間及び休祝日の適切な施設利用と施設運用を図るため、管理人による施設管理業務を行う。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本施設管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000046 郵便料金計器借上げ
	履行場所	南相馬市役所総務課
	種 類	賃貸借
	概 要	郵便発送業務に郵便料金計器を導入することにより、全庁的に集計・発送業務の効率化を図る。 郵便料金計器リース料 1 式 保守契約 1 式 リース期間 5 年
相 手 方	名 称	デュプロ株式会社 郡山営業所
	代 表 者	所長 栗谷川 暁
	所 在 地	福島県 郡山市 中野 1 丁目 4 - 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 郵便発送業務を効率化する上では、定型・定形外封筒を同時処理できる機能、区内特別郵便とそれ以外を区別して処理する機能及び郵便料金計器で集計したデータを庁内ネットワークを介さずメールで転送できる機能が必要である。 上記を備えている機器を扱っており、かつ、福島県内にメンテナンスの拠点を有し、即日対応可能であるのは当事業者のみのため随意契約をするもの。	
工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000048
		小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	小中学校 1 7 校
	種 類	業務委託
概 要	学校施設の電気事業法に基づく保安管理業務である各種点検（月次点検、年次点検、臨時点検等）を行い、又、事故発生時の指導助言、立入検査をするなど施設の安全確保を図る保守点検業務を行う。	
相 手 方	名 称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代 表 者	事業本部長 藤田 博
	所 在 地	福島県 福島市 矢剣町 1 番 2 2 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し、円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、技術的保障を確保し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起きるかわからないトラブルに即座に対応でき安全面を考慮することが必要であり、このような体制を構築可能な業者は当市においては当該業者のみであることから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000049
		設計積算システム利用契約
	履行場所	南相馬市
	種 類	賃貸借
概 要	設計積算システムの運用・支援を行っている一般財団法人ふくしま市町村支援機構より提供されている設計積算システムを利用するもの。	
相 手 方	名 称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代 表 者	理事長 遠藤 雄幸
	所 在 地	福島県 福島市 中町7番17号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	福島県土木部よりシステムの開発・運用の委託を受けている一般財団法人ふくしま市町村支援機構と利用契約を結ぶ以外に、福島県の積算基準・単価等を使用した設計積算システムの利用が不可能であるため、上記業者（機関）との随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 建設部土木課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000050 滞納管理システム保守管理業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	現在本市において導入している「滞納管理システム」に係る保守・管理業務を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 滞納管理システムの保守業者は、本市で導入している基幹システム（住民情報システム）との連携が必要となるため、同システムの構築業者しか保守管理を行えないことから、株式会社日立システムズ東北支社との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000051 外国人活躍推進事業業務委託
	履行場所	南相馬市多文化共生センター
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市内に在住または在住を希望する外国人に対して、雇用、在留手続、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な疑問や悩みに対して、多言語による適切な情報提供及び相談対応を行うとともに、市内事業者の外国人雇用促進を図るため、一元的な窓口となる「南相馬市多文化共生センター」を運営し、各種の支援事業等を行うもの。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
	代 表 者	代表理事 大内 安男
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町二丁目 3 5 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、「南相馬市多文化共生センター」を運営し、市内事業所の外国人雇用に対する支援を行うとともに、市内に在住または在住を希望する外国人に対して、雇用、在留手続、医療、福祉、地域交流等の生活に関わる様々な相談に対する支援を行うものである。 当該法人は、外国人が南相馬市で活躍できる多文化共生社会を目指すことを目的とし、市内の関係機関の代表者等で設立された法人であり、外国人が直面する多様な問題を支援する体制が構築されているとともに、多言語による情報提供や総合的な相談窓口機能を一元的に行える唯一の組織であることから、当該法人と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000053
		原一小・原一中・鹿島中エレベーター保守点検業務委託
	履行場所	原町第一小学校、原町第一中学校、鹿島中学校
	種類	業務委託
概 要		エレベーターを適正な状態に保つため、遠隔監視装置による監視診断・点検及び3か月に1回の定期点検、建築基準法に基づく定期検査代行を実施し、設備機器の安全確保のための保守点検を行う。
相 手 方	名称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代表者	支社長 辻 太郎
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターについては、株式会社日立ビルシステム製の設備であり、製造元である当該業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000054 みなみそうま就職ナビウェブサイト管理運営業務委託
	履行場所	商工労政課
	種 類	業務委託
	概 要	市内在住者の市内事業所へ就職及びU・I ターン就職を促すことを目的に、みなみそうま就職ナビウェブサイトの管理運営を行い、事業所情報や就職に関わる情報を分かりやすく発信するもの。
相 手 方	名 称	南相馬 I T コンソーシアム
	代 表 者	代表 田中 章広
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町 1－5 2－5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 みなみそうま就職ナビを管理運営するにあたり、南相馬ITコンソーシアムは、本ウェブサイトのシステム設計からサイトデザインまで全てを担当した開発事業者であるため、システムの構成を熟知しており、適切な管理運営を行うことができる唯一の業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000055 令和 8 年度市民税・県民税普通徴収納税通知書等印刷・印字・封入封緘業務委託
	履行場所	南相馬市役所 総務部税務課 市民税係
	種 類	業務委託
	概 要	令和 8 年度市民税・県民税普通徴収納税通知書及び納付書の印刷・印字・封入封緘業務を委託するもの。 ・ 普通徴収納税通知書の印刷 : 13, 000 セット ・ 普通徴収納付書の印刷 : 40, 000 セット ・ 納税通知書等の印字、封入封緘: 12, 000 件 (見込)
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、市が使用している税基幹システムの開発及び保守管理業者であり、当該業務は、市が保有する賦課データの抽出処理から発送形態に応じたデータの並び替えと、納税通知書等の印刷、印字、封入・封緘業務である。 現行システムデータの活用と、システム機能と不整合が発生した場合の対応を含め、システム開発保守業者でないと履行できないことから、確実に履行できる当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000058
	履行場所	教育施設等（かしま保育園他5施設）警備業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保する。 委託箇所は以下の6施設とする。 かしま保育園、原町子育て支援センター、旧原町あずま保育園 橋本町児童センター、東町児童センター、学校教育支援センター（旧原町なかまち保育園）
相 手 方	名 称	A L S O K福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	郡山市 喜久田町字松ヶ作16番地98
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は施設の防犯・防災・保全を目的に機械警備業務を行うものであり、使用時間を除き24時間施設を監視し、緊急時には迅速に対応することが求められる。 当該業者は本施設における警備機器の設置業者であり、既存の設備を継続使用することが警備業務の遂行に不随可欠であるため、既存設備を取り扱うことができる当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 こども未来部こども育成課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000061
		子どもの居場所づくり事業業務委託
	履行場所	こども家庭課
	種類	業務委託
概 要		家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもを対象に、安心、安全な居場所の提供を行う。 また、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うことにより虐待を防止し、こどもの健全な育成を図る。
		子どもの居場所の数：1か所
相 手 方	名称	特定非営利活動法人トイボックス
	代表者	代表理事 篠田 厚志
	所在地	大阪府 大阪市生野区 桃谷二丁目20番2号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は家庭や学校に居場所のないこどもに対して、こどもの居場所を提供し、養育面に課題がある家庭環境で育つこども、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなどの支援を行っている。 本事業所は専門的な知識、技術等を有する職員を配置し、職員研修による知識や技術の習得も実施している。 令和4年度からサポートを受けているこどもに対し、継続した支援の提供が可能な唯一の事業所であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000062 原町陣ヶ崎公園墓地清掃等業務委託
	履行場所	原町陣ヶ崎公園墓地
	種 類	業務委託
	概 要	市営原町陣ヶ崎公園墓地内（１～３号調節池、２号調節池先の１号流末排水路、３号調節池先の２号流末排水路含む、一部急斜面等を除く）の景観美化を保つため、ごみ清掃、トイレ清掃・管理、除草、樹木の剪定作業等を行うものとする。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高齢者の就業の機会確保と社会参加推進に寄与するため、当該業者との随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 市民生活部環境政策課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000063 自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	原町区、小高区の自家用電気工作物を所有する施設の保安点検業務（全12箇所）
相 手 方	名 称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代 表 者	事業本部長 藤田 博
	所 在 地	福島県 福島市 矢剣町 1 番 2 2 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。 そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起こるか分からないトラブルに、即座に対応でき安全面を考慮する事が必要である事から、このような体制を構築可能な業者は、当市において東北電気保安協会のみであり、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000064 北泉海水浴場監視等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区金沢字浦地内（北泉海水浴場）
	種 類	業務委託
	概 要	北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うもの。 ▪ 北泉海水浴場監視業務にかかる監視員教育及び施設設置等期間 令和 8 年 4 月下旬から 7 月中旬 ▪ 海水浴場開設期間 令和 8 年 7 月中旬から 8 月下旬 監視従事人員 平日：監視長 1 名 監視員 5 名 休日：監視長 1 名 監視員 7 名
相 手 方	名 称	特定非営利活動法人ハッピーアイランドサーフツーリズム
	代 表 者	理事長 室原 真二
	所 在 地	南相馬市 小高区小屋木一本松 3 5 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うことを目的とするものである。 遊泳客等の安全確保のためには、北泉海水浴場に関する特有の海象を熟知し、監視にあたって的確な判断ができる人材を確実に確保することが求められるほか、特殊小型船舶免許の資格および日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有している者が必要である。 当該業者は必要な資格を有し、本業務を履行できる市内唯一の業者であることから随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部観光交流課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000065 教育施設等（かみまの保育園他7施設）警備業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字一丁田67 外
	種類	業務委託
	概要	施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保する。 委託施設は以下の8施設とする。 かみまの保育園、かしま子育て支援センター（旧上真野幼稚園内）、おだか認定こども園、 高平幼稚園、大甕幼稚園、鹿島幼稚園、 石神第二児童クラブ（旧石神第二幼稚園内）、上町児童センター
相 手 方	名称	セコム株式会社
	代表者	代表取締役社長 吉田 保幸
	所在地	東京都 渋谷区 神宮前一丁目5番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は施設の防犯・防災・保全を目的に機械警備業務を行うものであり、使用時間を除き24時間施設を監視し、緊急時には迅速に対応することが求められる。 当該業者は本施設における警備機器の設置業者であり、既存の設備を継続使用することが警備業務の遂行に不随可欠であるため、既存設備を取り扱うことができる当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [こども未来部こども育成課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000066
		水道施設管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種 類	業務委託
概 要	施設の中央監視業務、巡視業務 牛越浄水場・牛来浄水場内 日中管理 計 3 6 5 回 夜間管理 計 3 6 5 回	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該シルバー人材センターは、軽易な本水道施設管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000070 南相馬市地域おこし協力隊募集及び活動支援業務委託
	履行場所	市内一円
	種 類	業務委託
	概 要	都市地域からの新たな人材を呼び込み、地域住民等と連携しながら市内の活性化に資する活動を担う地域に根ざした人材を育成し、活力あるまちの創造を図るために、人材募集とその活動支援を行うことを目的とする。
相 手 方	名 称	OWB株式会社
	代 表 者	代表取締役 和田 智行
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目87番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、小高区の避難指示区域解除当初より、帰還を目指す住民の支援や地域活性化を掲げて、独自の調査結果から地域の需要を迅速に把握し、企画立案及び運用を行い、一定の成果を上げているとともに、その活動内容を各種メディアで発信し、地域ブランドの向上を目指すなど、情報発信能力にも長けている。 また、本業務を平成29年度より継続して受託しており、業務内容を熟知していることから、効率的な履行及び業務の連続性が確保できる。 以上のことから、多業種連携による情報発信や隊員募集を継続的に行うことが可能な市内唯一の業者であるため、上記業者と随意契約することとする。	
工事等担当課名 〔 商工観光部商工労政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000071 姉妹都市相互派遣交流事業業務委託
	履行場所	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
	種 類	業務委託
	概 要	本市姉妹都市アメリカ合衆国オレゴン州ペンドルトン市との姉妹都市合意書及び姉妹都市相互派遣交流事業議定書に基づき、両市間の交流を通じた友好・親善を図り、本市の次代を担う人材を育成する。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
	代 表 者	代表理事 大内 安男
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町二丁目 3 5 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、ペンドルトン市と本市の恒久的な友好・親善・交流の一層の進展を図り、両国の高校生の相互交流や親交を深めながらホームステイを通して家庭生活における異文化理解や教育制度、さらには国際理解の増進を図ることを目的にしている。 当該法人は、令和 4 年度より姉妹都市相互派遣交流事業を受託しており、その中でペンドルトン市の国際交流協会とのネットワークを構築している。また、ホストファミリーの受入れの手配や対応などの体制も整っており、事業目的を達成するうえで、スムーズに事業展開を行うことのできる唯一の事業者であることから、当該法人と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 商工観光部観光移住課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000073
		【単価契約】高松浄化センター濃縮汚泥運搬業務委託
	履行場所	福島県南相馬市原町区上北高平字植松地内 （高松浄化センター）
	種 類	業務委託
概 要	高松浄化センター濃縮汚泥運搬	
相 手 方	名 称	株式会社昭和衛生センター
	代 表 者	代表取締役 中野 貴文
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町 4 9 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	特定環境保全公共下水道施設の濃縮汚泥については、公共下水汚泥と同様に産業廃棄物収集運搬許可証が必要である。原町区については当該業者が指定の業者であり、運搬に必要な資格である産業廃棄物収集運搬業許可と専用車両を所有している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000075 おだかるSNS運用業務委託
	履行場所	小高区地域振興課
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、関東圏の 1 都 3 県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)及び宮城県に居住する 20 代～40 代に対して、移住検討者や関係人口の拡大につながる小高区の新たなファン（フォロワー）の獲得を図るとともに、おだかぐらしプロモーション事業で運用するウェブサイト「おだかる」（以下、ウェブサイトとする。）への誘導を促すため、SNSを活用した南相馬市小高区の情報発信を行うことを目的とする。
相 手 方	名 称	OWB株式会社
	代 表 者	代表取締役 和田 智行
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目 8 7 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、毎週 1 回程度の定期的な SNS 投稿を行うため、小高区のような情報を収集する能力と取材する機動力が必須である。 当該事業者は、小高区内に拠点があり地元出身者や移住者が在籍し、地域住民や移住者、関係人口との交流を積極的に行っており、小高区内の情報収集や取材に基づいた SNS 投稿を組織的に遂行できる能力を有している。 このことから、当該事業者は本業務を最も効果的に円滑に遂行することが唯一見込める当該事業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 小高区地域振興課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000077 令和 8 年度軽自動車税納税通知書等印字・封入封緘業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	I 税基幹システムからの賦課データ抽出 II 下記様式（１）及び（２）への印字・封入封緘業務 （１）納税通知書兼領収証書 22, 000 件 （２）納税通知書（口座振替用） 11, 000 件
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、市が所有する賦課データの吸上げ処理から納税通知書印字及び封入までの業務であり、現行システムデータの活用やシステム機能との不整合等が発生した場合の対応を含め、システム開発者でなければ本業務を履行できないため、当該業者と随意契約を行うもの。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000080
		小中学校高速通信環境保守業務委託
	履行場所	小中学校 17校
	種 類	業務委託
概 要	小中学校に設置したネットワーク機器の保守業務を行うことにより安定的な学習環境の保持と運用管理を図る。 保守対象物品 ・ UTM FG-400E 4台 外494台	
相 手 方	名 称	N T T 東日本株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 大町9番20号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 小中学校ネットワーク機器は、当該業者が導入して環境構築を行ったため、保守業務については当該事業者のみしか行えないことから、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000081 北泉仮置場維持管理業務委託
	履行場所	北泉仮置場
	種 類	業務委託
	概 要	北泉仮置場を常時、良好な状態に維持して、異状が生じた場合は適切な措置、補修等を行うもの。
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は「南相馬市除染作業および除去土壌等の保管管理業務」において造成した除去土壌等仮置場の維持管理を行う業務であり、当該業者は震災後の復興事業において市内全域の建設業者が集結した団体である。 津波・地震災害によるガレキ解体や生活圏除染・農地除染で大手企業と連携した作業に従事した経験から、除去土壌等仮置場の構造を熟知し、補修に関する専門的な知識や技術を持っており、かつ業務を習熟しているのは当該事業者のみであるため、当該事業者との随意契約といたしたく諮るものである。	
工事等担当課名 〔 市民生活部環境政策課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000084
	履行場所	統合型地理情報システムライセンス借上げ
	種類	賃貸借
	概要	南相馬市において運用している、市内の地図情報の共有を目的としたクラウド型の統合型地理情報システム (PasCAL for LGWAN / PasCAL for Mobile) を継続利用するために、ライセンスを調達する。 ・ PasCAL for LGWAN 利用ライセンス 50ライセンス (市内パソコンによる同時接続ライセンス) ・ PasCAL for Mobile利用ライセンス 20ライセンス (市外でのタブレットによる同時接続ライセンス)
相 手 方	名称	株式会社パスコ 福島支店
	代表者	支店長 佐賀 武義
	所在地	福島県 福島市 栄町6番6号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本統合型地理情報システムのライセンスは、システム構築業者である当該業者が所有していることから、他業者ではライセンス調達（借上げ）が行えないため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000085
		戸籍附票システム改修（第4号施行対応）業務委託
	履行場所	南相馬市役所ほか市の指定する場所
	種類	業務委託
概 要		第4号施行日（令和8年5月26日）のインタフェース切替に向け、戸籍附票システムと住基CS（附票AP）との連携電文に“旧氏”、“旧氏の振り仮名”を記録する機能、連携電文IDの切替へ対応した機能を整備するために、戸籍附票システムの機能を追加する。
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 佐藤 勝彦
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は、戸籍法の一部改正に伴うシステム改修であり、既存システムとの互換性が必要であるため、現行システムの開発保守をしている当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部市民課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000091 南相馬市職員 E A P 業務及びストレスチェック業務委託
	履行場所	南相馬市役所総務部総務課人事給与係
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市職員のこころの健康の維持・増進を通して、仕事のパフォーマンスを向上させることを目的に、E A P 業務及びストレスチェック業務（職員単位でのストレスチェック及び職場のストレス状況の組織分析等）を実施する。
相 手 方	名 称	有限会社アサカサービスセンター
	代 表 者	代表取締役 青木 瑠依子
	所 在 地	福島県 郡山市 安積町笹川字経坦 4 5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、臨床心理士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師等、多数のメンタルヘルスの専門家を有しており、平成 2 8 年度から本市のストレスチェックの共同実施者としてメンタルヘルスに関する研修計画や集団分析によるコンサルティングを実施するなど、これまでの経過や状況を十分に把握する唯一の業者である。令和 6 年度から新たに委託した E A P 業務により、職員やその家族が回数制限なく電話やメールで仕事やプライベートの悩みを相談できる体制にて相談支援業務を実施している。ストレスチェックの結果を保有し、集団分析により市の職場環境にも精通し、市が求める相談支援体制で業務を遂行できるのは、多数の専門家による豊富な知見を有する当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000109
	履行場所	防災行政無線システム保守点検業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	市内防災行政無線におけるソフトウェア及びハードウェアの保守点検業務 定期点検（1 回） 機器の故障等発生時の指導・助言 定期打合せ（1 回） ほか
相 手 方	名 称	N E C ネットエスアイ株式会社 福島営業所
	代 表 者	所長 及川 賢司
	所 在 地	福島県 福島市 本町 5 番 5 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本防災行政無線機器及びシステムの保守業務については、設置業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部危機管理課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000111 子ども・子育て支援金制度対応に係るシステム改修業務委託
	履行場所	南相馬市役所 税務課
	種 類	業務委託
	概 要	令和 6 年子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、令和 8 年度から新たに国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金」の負担が生じることから、現行システムの収納マスタへの項目追加等のためシステムを改修するもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布・施行に伴うシステム改修であり、現在使用している税基幹システムに機能を追加及び改修することで納付情報等を正確に管理することができるため、本システムを開発保守している当該業者以外では構築及び履行ができないことから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000112
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	令和 3 年 9 月 1 日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）」により、地方自治体は対象の 2 0 業務を標準化・共通化システムへ移行することに伴い、現行の滞納管理システムを廃止し、新たに標準準拠の統合滞納管理システム（共通機能）を導入するもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 デジタル庁より提供されている事業者情報のうち、当該システムが導入可能な事業者（4 社）に対し R F I （システム調達に係る情報提供依頼）を実施した結果、当該仕様、スケジュール及び予定価格内にて対応できる事業者は、株式会社日立システムズ東北支社の 1 社のみであったことから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000114 電算システム運用支援業務委託
	履行場所	デジタル推進課
	種 類	業務委託
	概 要	電算関連業務全般に関するコンサルタント業務、職員が業務で使用するパソコン全般の管理及び市が導入したシステムに係る運用支援業務。
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は市の電算関連業務全般の支援が可能であり、今後予定される行政情報システムの更新をはじめ、各種電算システムの管理、運用、導入、更新等の業務においても、支援体制の構築が可能な唯一の業者であることから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000116 戸籍総合システム保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所本庁・小高区役所・鹿島区役所 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	戸籍総合システム及び事務内連携に係るアプリケーション等周辺機器の安定的な運用を図るため、保守体制の確保をする。 (1) システム保守の範囲：戸籍総合システム、戸籍事務内連携アプリケーション及び周辺機器 (2) 業務内容：●システム関連問い合わせ対応、機器障害時の修理対応 ●システム全体状況確認（月 1 回以上、訪問による） ●戸籍システムに必要なデータの更新、提供 ほか
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は当該業者がシステムの構築業者であることから、他業者では保守業務が行えないため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000117
		【単価契約】農業集落排水処理施設汚泥運搬業務委託
	履行場所	福島県南相馬市鹿島区寺内字古川地内外
	種 類	業務委託
概 要	農業集落排水処理施設濃縮汚泥運搬業務 ・西部処理場 ・北部処理場 ・南部処理場	
相 手 方	名 称	門馬清掃有限会社
	代 表 者	取締役 門馬 広毅
	所 在 地	南相馬市 鹿島区江垂字堂前 6 0 番地の 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 農業集落排水処理施設の濃縮汚泥については、浄化槽汚泥と同様に一般廃棄物収集運搬許可証が必要である。鹿島区については当該業者が指定の業者であり、運搬に必要な資格である一般廃棄物収集運搬許可証と専用車両を所有している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000119 南相馬市復興支援員設置業務委託（南相馬市かしま観光協会）
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字町 3 9
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 8 条各号に掲げる業務を実施し、南相馬市と協力して被災地等の復興支援を行う。 業務概要 (1) 復興支援員の職務環境の整備 (4) 支援員活動 (2) 支援員の配置 (2 名) (5) 指導管理 (3) 事業推進 (6) 報告書作成
相 手 方	名 称	一般社団法人 南相馬市かしま観光協会
	代 表 者	代表理事 紺野 廣顕
	所 在 地	南相馬市 鹿島区鹿島字町 3 9 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、南相馬市復興支援員設置要綱第 8 条の規定により、復興支援員の活動を推進するため、地域コミュニティ再構築に寄与することができると認める団体が履行するものであり、当該業者は、鹿島区の観光産業に深く精通しているとともに、必要なノウハウやネットワークを有していることから、当該業務を履行可能とする唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [鹿島区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000121
		水道給・配水施設漏水通報待機業務委託
	履行場所	南相馬市原町区及び小高区
	種 類	業務委託
概 要	漏水通報により水道水か否かの現場確認作業、及び漏水修繕工事の実施時期の判断、並びに緊急時の現場対応等をするもの。	
	平日夜間待機時間 (17:00~22:00) 5.0h/日×242.0日=1,210h 土日祝祭日待機時間 (8:30~22:00) 13.5h/日×123.0日=1,661h 令和8年度待機時間合計 365日 2,871時間	
相 手 方	名 称	南相馬市管工事協同組合
	代 表 者	代表理事 但野 浩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町二丁目99番地の6
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、漏水通報に伴う給・配水施設等水道施設からの漏水か否かの現場確認作業及び修繕工事の実施時期の判断、並びに緊急時の現場対応等高度な技術力と判断力を必要とする。本業務が履行可能なのは市内の給・配水施設を熟知し、漏水修繕及び水道管布設工事の実績がある組合員で構成されている当該業者のみであることから随意契約したい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000122 学校教育施設浄化槽清掃業務委託（原町区）
	履行場所	小中学校 7 校
	種 類	業務委託
	概 要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、原町区小中学校の 9 基について、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相 手 方	名 称	株式会社昭和衛生センター
	代 表 者	代表取締役 中野 貴文
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町 4 9 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では区毎に浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社としている。原町区については当該業者が指定の業者であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000125 グループウェアライセンス及び保存容量増設ディスク借上げ
	履行場所	デジタル推進課
	種 類	賃貸借
	概 要	南相馬市において運用しているグループウェア（サイボウズガルーン for LGWAN）を継続利用するために、ライセンス及び保存容量増設ディスクを調達する。
相 手 方	名 称	福島コンピューターシステム株式会社
	代 表 者	代表取締役 渡邊 一夫
	所 在 地	福島県 郡山市 大槻町字北八耕地 13番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 庁内のグループウェアは、当該事業者が導入して環境構築を行ったため、ライセンス及び保存容量増設ディスクについては当該事業者のみしか行えないことから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000132 住民情報システム保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所、南相馬市小高区役所、南相馬市鹿島区役所　ほか
	種　　類	業務委託
	概　　要	住民情報システムにおける、ソフトウェア等の保守業務を行うことにより安定的な運用管理を図る。 対象システム ・住民記録、個人住民税管理　他 29 業務システムの保守管理 ・ハードウェア保守 保守内容 ・遠隔操作によるシステム更新・変更 ・問い合わせ対応 ・障害発生時の修復作業　等
相 手 方	名　　称	株式会社日立システムズ　東北支社
	代 表 者	支社長　佐藤　勝彦
	所 在 地	宮城県　仙台市　青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、住民情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名　　〔　復興企画部デジタル推進課　〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000133
		フッ化物洗口事業実施にかかる洗口剤の購入
	履行場所	市内小中学校 17 校および健康づくり課
	種 類	物品
概 要	市内の小学生、中学生を対象に、週 1 回フッ化物洗口液を使用したむし歯予防対策の推進を図るための購入。 (購入内容) う蝕予防フッ化物洗口剤 オラブリス洗口液 0.2% (ポーシオンタイプ 1 箱 50 個入) 市内小中学校 17 校 約 3,000 人分、1,980 箱	
相 手 方	名 称	株式会社後藤歯科商店
	代 表 者	代表取締役 後藤 洋孝
	所 在 地	福島県 福島市 中町 6 番 11 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	むし歯予防洗口剤の溶液（ポーシオンタイプ）を製造している業者は、国内では株式会社ジーシー昭和薬品のみであり、医薬品のため、購入する場合は歯科医療機器等取扱専門業者を通じて発注する必要がある。また、市内の小中学校に直接納品する必要があることから、それらを履行できる唯一の当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000134
		ガバメントクラウド運用管理補助業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	業務委託
概 要	ガバメントクラウドを利用するに当たり、ガバメントクラウド環境及び通信回線の運用管理等を行い、各標準準拠システム移行後の安定稼働を確保し、継続的な改善を実施するため。	
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本委託業務は、ガバメントクラウド運用管理補助に伴うものであり、当該補助を行うためのガバメントクラウド内環境の構築を当該業者が実施している。 本環境を熟知していない別業者による運用は支障が生じる恐れがあり、運用できない場合は当市とガバメントクラウド間の通信ができなくなり住民情報系システムの使用ができなくなる。 このため、安全に運用することが可能な唯一の業者が当該業者であることから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000135 南相馬市産農産物等情報発信業務委託
	履行場所	南相馬市役所 農政課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市では、これまで南相馬市産農産物等の販路開拓・拡大に向けた取組（各種イベントでの P R 活動等）を実施してきたが、その場限りでの取組に留まっていた。そのため、令和 3 年度に効果的な情報発信に資するためのロードマップの策定を行うとともに、「いつでも」「誰でも」情報に触れることができ、情報発信の核となるポータルサイトの立ち上げを行った。 本事業では、ポータルサイトを軸として南相馬市産農産物等の特徴や魅力などを発信することで、更なる認知度の向上や他産地との差別化、風評被害の払拭を図っていくことを目的とする。
相 手 方	名 称	株式会社 J T B コミュニケーションデザイン
	代 表 者	代表取締役 藤原 卓行
	所 在 地	東京都 港区 芝三丁目 2 3 番地 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は南相馬市産農産物等の特徴、生産者の想いなどを発信することで、認知度の向上や風評被害の払拭を図ることを目的としている。 当該業社は首都圏の消費者と生産者との交流を創出するなど、生産者との信頼関係が構築されており、南相馬市産物等の特徴についても知見を有している。そのため当該業者が引き続き実施することで本業務を円滑に遂行することが期待できる。 また、本業務はポータルサイトの改修・運営を含んでおり、現行システムの開発保守をしているため、当該業者でなければ履行できないことから、当該業者は最も効果的に達成可能な唯一の業者であるため、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [農林水産部農政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000137 南相馬市健康ポイントシステム運用等業務委託
	履行場所	南相馬市健康づくり課
	種類	業務委託
	概要	本市全体に広く健康意識の向上、健康行動の拡大を図るため、健康ポイントシステムをととして、市民・事業所・団体と連携し健康づくりに取り組むことを促進するとともに、健康福祉部内での各事業間の連携やデータ一元管理による市民へのより良いサービス提供を目的とする。 【業務内容】 ①健康ポイントシステムアプリの運用・保守 ②問い合わせ対応業務 ③インセンティブの提供業務 ④事業周知・プロモーション業務 ⑤健康ポイントシステムアプリ登録者の取組結果データの作成及び効果検証の実施
相 手 方	名称	テクノ・マインド株式会社
	代表者	代表取締役社長 飯塚 達也
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡一丁目6番11号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、令和7年5月28日開催の「南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザル審査委員会」による審査の結果最優秀事業者とされ、令和7年10月1日より南相馬市健活アプリとして稼働を行っている。 本業務は、当該業者がアプリ構築及び設置したものであり、アプリ機器の内容を熟知する構築業者以外では運用・保守・点検を行うことができないことから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000141 令和8年度国民健康保険第3期データヘルス計画中間評価支援業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して南相馬市国民健康保険第3期データヘルス計画の中間評価を行い、中間評価報告書を策定する業務。 (具体的な業務内容) ・データ分析 ・分析資料作成 ・中間評価報告書作成 ・中間評価報告書概要版作成
相 手 方	名 称	株式会社データホライゾン
	代 表 者	代表取締役 瀬川 翔
	所 在 地	広島県 広島市西区 草津新町一丁目21番35号広島ミクス・ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、令和5年度に策定した南相馬市健康保険第3期保健事業実施計画（令和6年度～令和11年度）策定実施業者であり、当市の保健事業の現状や課題を深く理解している。計画の進捗を確認し、これまでの取り組みについての評価・見直しを効率的かつ効果的に実施するためには他業者では実施できないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部健康づくり課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000142 特定健診未受診者対策事業業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種 類	業務委託
	概 要	国保特定健診の受診者数等のデータ分析及び受診勧奨に関する業務。 (具体的な業務内容) ・ データ分析 ・ 通知による受診勧奨 (ハガキ勧奨通知(2回)、ショートメッセージサービス、健診特設Webサイト) ・ 受診勧奨チラシ作成 (対新規国保加入者、対通院者) ・ 報告会(期中、期末)
相 手 方	名 称	株式会社キャンサースキャン
	代 表 者	代表取締役 福吉 潤
	所 在 地	東京都 品川区 西五反田一丁目27番2号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、福島県国民健康保険団体連合会が令和元年より実施している特定健診未受診者対策事業における事業実施業者であり、人工知能とソーシャルマーケティングを活用し、特定健診受診率向上事業を専門に全国で850を超える自治体と事業を実施している。(県内では令和7年度30市町村と契約) また、南相馬市では令和3年度より業務委託し、特定健診受診率が令和2年度29.3%から令和6年度33.0%に向上している。 継続した受診率向上を目指すため、全国の自治体が実施している受診勧奨等のノウハウがあり、効率的で効果的な受診勧奨を実現するためには他業者では実施できないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000146 集団健（検）診予約システム及びコールセンター業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種 類	業務委託
	概 要	集団健（検）診の日時等の予約・変更の受付管理 (業務内容) ・ Web予約システムの構築及び運用業務 ・ 予約受付コールセンター業務
相 手 方	名 称	公益財団法人福島県保健衛生協会
	代 表 者	会長 鈴木 順造
	所 在 地	福島県 福島市 南中央4丁目2 1 番地 2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、集団健（検）診の予約受付を行う事業であり、市が実施する各種健（検）診の専門的な知識を有することが必須である。 当該事業者は、県内自治体の各種健（検）診を総合的に実施している財団法人で、専門的な知識があり、南相馬市民の各種健（検）診についても経年的に実施している。また、当該事業者が使用する予約受付システムについては、現在健康づくり課で稼働している健康管理システムとの連携が可能である。 予約から、予約者の結果登録まで一括で管理連携ができ、かつ集団健（検）診の実施が可能な業者は、当該業者のみであるため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000148
	履行場所	南相馬市立図書館システム保守業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、現在導入している図書館システムのサポート及び機器保守やソフトウェアの更新を行うもの。
相 手 方	名 称	富士通 J a p a n 株式会社 東日本公共ビジネス統括部 いわき
	代 表 者	シニアディレクター 清水 信生
	所 在 地	福島県 いわき市 平字田町 1 2 0
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 南相馬市立図書館システムについては、富士通 J a p a n 株式会社から導入したシステムであり、導入元である当該業者以外では保守を行うことができないことから、当該導入業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000154 えいご発音あそび支援業務委託
	履行場所	南相馬市立幼稚園及び保育園、認定こども園
	種 類	業務委託
	概 要	幼児期の子どもたちにあそびを通じて英語に慣れ親しむとともに、英語を聞く力や正しい発音を身につけさせるため、えいご発音あそびに係る支援業務を委託する。
相 手 方	名 称	株式会社教え方研究所
	代 表 者	代表取締役 田中 栄一
	所 在 地	東京都 品川区 西五反田2-15-7 ジブラルタ生命五反田ビル3F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、独自の幼児向けの英語発音トレーニングである「えいご発音あそび」を開発した業者であり、豊富な英語発音指導の実績を有していること、「えいご発音あそび」を活用した発音指導が可能な唯一の事業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000155 南相馬市公式LINE運用業務委託
	履行場所	南相馬市役所ほか南相馬市が指定する場所
	種 類	業務委託
	概 要	市のLINE公式アカウントを活用し、市民に向けて市政情報を安定的かつ効果的に発信するため、情報配信サービスの運用・保守を行う。 情報配信サービス運用・保守 ・システム監視 ・データ保全 ・操作サポート ・バージョンアップ対応
相 手 方	名 称	株式会社福島情報処理センター
	代 表 者	代表取締役社長 小暮 憲一
	所 在 地	福島県 郡山市 桑野三丁目 1 8 番 2 4 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本情報配信サービスシステムの著作権（ライセンス等）は、システム構築業者（開発業者）である当該業者が所有していることから、他業者では保守（管理・改修）業務が行えないため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部秘書課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000156 南相馬市小中学校 I C T 利活用支援業務委託
	履行場所	南相馬市立小学校および中学校 17校
	種 類	業務委託
	概 要	小中学校に整備された I C T 機器を活用した授業の質向上のため、I C T 利活用に係る支援業務を委託する。 I C T 支援員配置人数 9人（1人当たり担当2校以内）
相 手 方	名 称	株式会社夢デザイン総合研究所 南相馬支店
	代 表 者	支店長 森 仁市
	所 在 地	南相馬市 原町区錦町一丁目23番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者とは令和2年度から継続して委託契約を結んでおり、タブレット端末の管理サポートや I C T 機器等の操作支援を行うとともに、活用に向けた検討・準備等を教職員と行っており、各校の状況を熟知し、信頼関係も築かれている。 また、市内に事業所を有する業者の中で、委託する業務内容に対応できる業者が上記業者のみであることから随時契約するもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000158 住民基本台帳ネットワークシステムファイアウォール、ログ管理サーバ借上げ
	履行場所	南相馬市役所サーバ室
	種 類	賃貸借
	概 要	住民基本台帳ネットワークシステムCSサーバと既存住基システムとの間に設置することで、通信回線の監視、不正なアクセス等の検知及びブロックをし、各システムの安定的な運用を図る。 設置機器 ・ファイアウォール 2 台 ・ログ管理サーバ 1 台
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 住民基本台帳ネットワークシステムは汎用的なシステムであるが、既存住基システム（ADWORLD）が株式会社日立システムズの提供するものであるため、システム間の通信の詳細は当該事業者のみが把握しており、設置も当該事業者しかできないことから、当該事業者と随時契約を締結するもの。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000173 聴く力・伝える力向上研修「聴くトレ」実施業務委託
	履行場所	南相馬市役所 総務部総務課
	種 類	業務委託
	概 要	市の組織課題である職員間のコミュニケーション不足や上司・部下との関係性等を改善することを目的に、市職員に対し、聴く力・伝える力向上研修「聴くトレ」を実施し、外部人材（サポーター）とのオンライン1on1による聴かれる体験や聴くことの知識のインプット、聴く練習の実践やサポーターによる振り返りの経験学習を実施するもの。
相 手 方	名 称	エール株式会社
	代 表 者	代表取締役 櫻井 将
	所 在 地	東京都 品川区 東五反田1丁目10番8号五反田S&Lビル 4F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、市役所の組織としての課題である、職員間のコミュニケーション不足、上司・部下との関係性等の改善のため、課長補佐職等を対象に、聴く力・伝える力向上研修「聴くトレ」を実施するものである。 「聴くトレ」は、外部人材とのオンライン1on1による聴かれる体験や聴くことの知識のインプット、聴く練習の実践や振り返りなどを通して、職員の聴く力・伝える力の向上を図る独自のプログラムであり、令和7年度までにすべての管理職に実施しており、令和8年度は課長補佐職、係長職等を実施するものである。 当該業者は、「聴くトレ」の開発業者であることから、本業務を実施できる唯一の事業者であるため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000176
		【単価契約】公共下水道施設脱水汚泥再資源化处理（その1）業務委託
	履行場所	宮城県白石市福岡蔵本字長峰 1 1 4 番 2
	種 類	業務委託
概 要	下水脱水汚泥中間処理（発酵堆肥化）	
相 手 方	名 称	日本環境株式会社 白石事業所
	代 表 者	所長 吉野 孝
	所 在 地	宮城県 白石市 福岡蔵本本字長峰 1 1 4 番 2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 産業廃棄物である下水道汚泥は、適切かつ確実に処分し資源として有効利用を図ることが必要である。これらを安全かつ安定的に行うため、複数の再資源化（肥料化）を行う業者を選定し、再資源化費用と収集運搬費用で比較し、安価で確実な再資源化が見込まれる記載の業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000179 学習ドリルアプリライセンス購入
	履行場所	教育委員会教育委員会事務局学校教育課
	種 類	物品
	概 要	G I G Aスクール構想により整備したタブレット型端末を活用した授業や家庭学習等の充実により、児童生徒の学習意欲及び学力向上を図るため、児童生徒が使用する学習ドリルアプリのライセンスを購入する。 ライセンス数 3, 0 9 9ライセンス 納入対象 市内小中学校 1 7 校
相 手 方	名 称	株式会社リクルート
	代 表 者	代表取締役社長 牛田 圭一
	所 在 地	東京都 千代田区 丸の内一丁目9番2号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本アプリは、児童生徒の学習状況をA Iが分析し、理解度に応じた問題を提供するA I型学習ドリル機能のほか、大手学習塾・予備校の講師による解説動画を視聴することも可能なため、令和6年度から中学校を中心に活用が広まり、令和7年度は市内14校が利用し、さらに、令和8年度には市内小中学校全校での活用が見込まれている。 当該業者は、本アプリを開発・提供する企業であり、ライセンス発行や機能保守、サポート対応を一元的に行うほか、アプリの活用による学習履歴やつまずき、到達状況等の膨大なデータを分析し、効果的な活用方法を提案できるなど、市が目指す個別最適な学びの実現に向けた本アプリの運用支援ができる唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000180 特別支援教育支援ソフト借上げ
	履行場所	市内小中学校 15 校
	種 類	賃貸借
	概 要	特別支援教育に関する支援計画の作成支援や授業で使用する教材資料の活用を通じて教員の業務負担を軽減するとともに、研修動画を活用して特別支援教育に関する知識・技能向上と学校全体での理解促進を図り、支援を要する児童生徒に対する教育の質の向上を図るため、特別支援教育支援ソフトを利用する。 【導入学校】 市内小学校 10 校 市内中学校 5 校 計 15 校
相 手 方	名 称	株式会社 L I T A L I C O
	代 表 者	代表取締役社長 長谷川 敦弥
	所 在 地	東京都 目黒区 上目黒 2-1-1 中目黒 G T タワー 15 F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業を全国展開しており、言語聴覚士、臨床心理士、公認心理士、臨床発達心理士、看護師等、多数の発達支援に関する有資格者を有し、単なるシステム提供業者ではなく、発達支援に関する豊富な実績と知見による運用支援が可能な業者である。 また、令和 5 年度に福島県教育委員会と協定を締結し、県内公立学校の義務教育段階から高等学校段階までの切れ目のない個別の教育支援体制の構築に取り組んでおり、県内の発達支援教育の状況や個別計画等のデータを蓄積していることから、高校進学後を見据えた県と連携した特別支援教育の充実を図ることができる唯一の業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000182 統合型校務支援システム「デジタル校務（福島県版）」借上げ
	履行場所	市内小中学校
	種 類	賃貸借
	概 要	教員の校務負担軽減を図るとともに指導の効率化を図るため、福島県市町村立学校統合型校務支援推奨システムを利用する。 【導入学校】 市内小学校 11校（全校） 市内中学校 6校（全校） 計17校
相 手 方	名 称	株式会社内田洋行 ITソリューションズ 地域事業本部東北支店
	代 表 者	東北支店長 秋元 秀樹
	所 在 地	宮城県 仙台市宮城野区 榴岡2丁目4番22号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本システムは、福島県が県内小中学校に対し推奨する株式会社内田洋行の提供するシステムである。本市に指名登録のある事業者のうち、内田洋行のクラウドセンターにおける作業が可能な株式会社内田洋行関連会社が当該事業者のみであるため、株式会社内田洋行 ITソリューションズと随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000187 組織活性化のための職員意識調査・研修業務委託
	履行場所	南相馬市役所 総務部総務課
	種類	業務委託
	概要	南相馬市職員のモチベーションや貢献意欲を高め、組織力を向上させるとともに、病気休暇や早期離職等を抑制することを目的に、市職員に対しアンケート調査を実施し、分析結果を基にした組織課題に対する改善策の検討及び研修、伴走支援を実施するもの。
相 手 方	名称	学校法人早稲田大学 総合研究機構
	代表者	機構長 川上 泰雄
	所在地	東京都 新宿区 早稲田鶴巻町513
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該大学は、令和5年度から令和7年度まで、組織診断のための職員アンケートや職員ヒアリング等を実施しており、これまでの経過や状況を十分に把握している唯一の大学である。 令和8年度は、令和7年度までの調査結果から分析した組織課題をふまえて、職員アンケートを実施し、その分析結果を基にした対応策を検討及び実施するほか、令和7年度から継続して、選抜部署に対する追加アンケートや伴走支援を実施していく予定である。アンケートの設計、実施、結果の分析、分析結果に基づく対応策や研修等を実施するには、継続性が必要であることから、他の大学や事業者では対応が不可能であるため、当該大学と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000188
		原町区内小中学校等給食業務委託
	履行場所	原町区小中学校等
	種 類	業務委託
概 要	原町区内小中学校等における給食調理業務を委託し、学校給食の運営を図る。 業務内容 (1) 食材の検収 (5) 施設・設備の清掃及び点検等 (2) 調理 (6) 廃棄物の処理 (3) 配缶及び回収 (7) 長期休業中の作業（給食調理室及びその附帯施設・設備の清掃等） (4) 使用器具の消毒等 (8) その他 (1) ～ (5) に付帯して必要とされる業務	
相 手 方	名 称	あぶくま給食サービス企業組合
	代 表 者	代表理事 齋藤 健一
	所 在 地	南相馬市 原町区栄町二丁目 9 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は原町区内中学校給食調理業務受託のために設立された組合であり、平成 1 6 年より原町区内中学校給食業務を受注し、これまで学校給食業務を支障なく遂行している。 令和 7 年度からは原町区内中学校給食業務に加え、新たに原町区内の一部の小学校・幼稚園へも給食調理提供を増やすこととなったが、調理、配送を含めた当該業務を行えるのは、入札参加資格を有する原町区内の業者のうち当該業者のみであるため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000189 学校給食センター給食業務委託（鹿島区）
	履行場所	南相馬市学校給食センター
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市学校給食センターにおける学校給食業務の委託。 業務内容 (1) 食材の検収 (5) 施設・設備の清掃及び点検等 (2) 調理 (6) 廃棄物の処理 (3) 配缶及び回収 (7) 長期休業中の作業（給食調理室及びその附帯施設・設備の清掃等） (4) 使用器具の消毒等 (8) その他 (1) ～ (5) に付帯して必要とされる業務
相 手 方	名 称	かしま給食企業組合
	代 表 者	代表理事 若松 篤実
	所 在 地	南相馬市 鹿島区寺内字狐畑 1 4 番地の 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、鹿島区の南相馬市学校給食センター給食業務受託のために設立された組合であり、平成 1 7 年より鹿島区の南相馬市学校給食センター給食業務を受注し、これまで学校給食業務を支障なく遂行している。 調理、配送を含めた当該業務を行えるのは、入札参加資格を有する鹿島区内の業者のうち当該業者のみであるため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000190 南相馬チャンネル管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区・原町区
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬チャンネルのコンテンツ制作および放送施設の保守管理を行う。 運営・管理業務 一式 放送コンテンツ制作・管理業務 一式 運営及びコンテンツ制作関連業務 一式 難視聴対策業務 一式 放送システム保守業務 一式
相 手 方	名 称	株式会社リコエイト
	代 表 者	代表取締役 長森 あゆみ
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町167番地7号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、番組制作に関わる技術に加え、エリア放送の送出装置・中継装置・受信環境が相互に連携する市独自の放送設備について、放送機器の点検・簡易保守を行う技術、難視世帯の調査・改善を行う技術、番組送出と連動した緊急対応を行える運営体制を併せ持っている。 また、市内に事業所を有しており、放送機器に不具合等が発生した場合に迅速な対応が可能な唯一の事業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部秘書課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000191
		イントラネット保守業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
概 要	市の公共施設向け自営光ファイバー網により、庁舎感や各公共施設をネットワークで結んでおり、職員が安心して業務執行ができるよう情報セキュリティの確保及び保守を行う。 保守内容 ・運用管理 ・故障修理 ・ライセンス更新管理 ・専用線及び回線設備維持	
相 手 方	名 称	N T T 東日本株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 大町 9 番 2 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、イントラネットの機器導入及び構築を行った当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約する。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000192 健康管理システム保守業務委託
	履行場所	健康福祉部 健康づくり課・こども家庭課
	種 類	業務委託
	概 要	健康管理システムの保守業務 ・パッケージ、ミドルウェア利用 ・パッケージ保守 ・運用サポート ・データ標準レイアウト改版対応 ・A I T E L W E B 問 診 対 応 ・システム管理
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本健康管理システムの著作権は、システム構築業者である当該業者が所有していることから、他業者では保守業務が行えないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000193
	履行場所	行政情報システム保守業務委託
	種 類	南相馬市役所（南相馬市原町区本町 地内）
	概 要	業務委託 平成30年度に構築、運用を開始した、行政情報システムのハードウェア・ソフトウェアの保守、業務システム ごとの運用サポート、システム障害の対応等を行い、同システムを安定的に稼働させることを目的とする。 対象システム ・ 財務会計システム ・ 契約管理システム ・ 文書管理システム ・ 庶務管理システム ・ 人事給与システム 他
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、行政情報システムの構築元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000194
	履行場所	南相馬市水道管路維持管理業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市管路維持管理業務委託 委託期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年度3月31日 5か年間 委託内容 作業計画作成 1式、 上水道及び工業用水道管理維持管理業務 1式、漏水調査・修繕業務 1式、 給配水台帳整備業務 1式水道施設台帳整備業務 1式
相 手 方	名 称	フジ地中情報株式会社 東北支店
	代 表 者	支店長 藤田 智
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 上杉五丁目3番地36号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市原町区および小高区に整備された水道管路施設の維持管理業務、漏水調査・修繕対応業務 流量監視業務、給配水台帳更新業務、水道施設台帳整備業務を行うものである。 業務の内容から、漏水調査業務に熟達し、また、業務で使用する給配水台帳システム、水道施設台帳システム は、フジ地中情報(株)で開発したソフトウェアであるため、指名業者以外に本業務の遂行は不可能であることから 、随意契約としたい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、
当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000195
		【単価契約】公共下水道施設脱水污泥再資源化处理（その 2）業務委託
	履行場所	宮城県亶理郡山元町山寺字矢来山 1 番 3
	種 類	業務委託
概 要	下水脱水污泥中間処理（発酵堆肥化）	
相 手 方	名 称	株式会社阿武隈環境
	代 表 者	代表取締役 阿部 清
	所 在 地	宮城県 亶理郡山元町 坂元字下中丁 2 0 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 産業廃棄物である下水道污泥は、適切かつ確実に処分し資源として有効利用を図ることが必要である。これらを安全かつ安定的に行うため、複数の再資源化（肥料化）を行う業者を選定し、再資源化費用と収集運搬費用で比較し、安価で確実な再資源化が見込まれる記載の業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000197 タレントマネジメントシステム借上げ
	履行場所	南相馬市役所 総務部総務課
	種 類	賃貸借
	概 要	人材情報を人事部門や所属長が把握することにより、人事配置の最適化、人材育成を図り、組織力の向上に資するため、タレントマネジメントシステムを導入するもの。
相 手 方	名 称	株式会社カオナビ
	代 表 者	代表取締役 佐藤 寛之
	所 在 地	東京都 渋谷区 渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア 38階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 既存のクラウドサービス型タレントマネジメントシステムのうち、L G W A N 端末の仮想ブラウザで動作可能なシステム及び政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ I S M A P ）登録システムは本システムのみであり、導入可能な業者は開発元である当該業者のみのため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000200
		スクールカウンセリング等業務委託
	履行場所	原町第三小学校ほか 7 校
	種 類	業務委託
概 要	社会的に問題となっているいじめや不登校などの児童生徒間の問題の解決、震災後の心のケアに資することを目的に、児童生徒の心のケアや教職員や保護者に対して指導助言等行うため、スクールカウンセリング等を実施するもの。 【派遣校】 原町第三小学校、小高小学校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、鹿島中学校、小高中学校	
相 手 方	名 称	学校法人国際学園
	代 表 者	理事長 前田 豊
	所 在 地	神奈川県 横浜市青葉区 さつきが丘 8 番 8 0
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、小中学校において臨床心理士等の有資格者によるカウンセリングの実施、学校関係者やスクールソーシャルワーカー等との連携・協力依頼があり、震災後の平成 2 4 年度以降から継続して市内小中学校においてカウンセラー業務が行われてきた。当該事業者については、平成 2 4 年度より実施された文科省事業の受託事業者として市内小中学校へカウンセラーを派遣しており、また平成 2 7 年度以降は当該業務委託契約の受託事業者として市内小中学校でのカウンセリング業務を実施してきた実績がある。児童生徒の心の成長をきめ細やかに見守るためには長期的・継続的なケアが必要であること、また派遣学校における児童生徒の心理的な変遷や実態に即したカウンセリングができる事業所が当該事業者のみであることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000201
		【単価契約】公共下水道施設脱水汚泥再資源化处理（その3）業務委託
	履行場所	福島県相馬郡飯舘村長泥字曲田47番地
	種 類	業務委託
概 要	下水脱水汚泥中間処理（発酵堆肥化）	
相 手 方	名 称	イイタテバイオテック株式会社
	代 表 者	代表取締役 田中 良治
	所 在 地	福島県 相馬郡飯舘村 長泥字曲田47番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 産業廃棄物である下水道汚泥は、適切かつ確実に処分し資源として有効利用を図ることが必要である。これらを安全かつ安定的に行うため、複数の再資源化（肥料化）を行う業者を選定し、再資源化費用と収集運搬費用で比較し、安価で確実な再資源化が見込まれる記載の業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000203 南相馬市防犯カメラシステム（旧避難指示区域内）保守管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区大井字深町地内 ほか
	種 類	業務委託
	概 要	旧避難指示区域内に設置している防犯カメラシステムにおける保守管理業務 設置台数 市内 19 箇所（小高区 16 箇所、原町区 3 箇所） ・録画機器の異常発生やストレージの取り出し等の状況に関する遠隔地からの把握及び異常発生時の対応 ・異常発生を知らせるメール通知 ・年 1 回の定期点検 ・定期点検時における S S D 入れ替え など
相 手 方	名 称	株式会社メディアシステム
	代 表 者	代表取締役 谷口 才成
	所 在 地	福島県 福島市 岡部字岡部 2 番地 1 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市の防犯カメラシステムの保守業務については、設置業者以外では保守を行うことができないことから、当該事業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000214 南相馬市防犯カメラシステム（旧避難指示区域内）借上げ
	履行場所	南相馬市小高区大井字深町地内　ほか
	種類	賃貸借
	概要	旧避難指示区域内における犯罪に対する抑止効果を高め、地域における安全・安心の向上と防犯体制の強化を図るため、防犯カメラシステムを借上げるもの。
相 手 方	名称	株式会社メディアシステム
	代表者	代表取締役　谷口　才成
	所在地	福島県　福島市　岡部字岡部2番地11
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 旧避難指示区域内の防犯カメラシステム19台については、令和7年度に令和8年3月末の3G回線サービス終了に対応するため防犯カメラシステム更新を実施しており、防犯カメラシステムの所有権を有する当該事業者と随意契約とする。	
工事等担当課名　　〔　市民生活部生活環境課　〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000215 空き家と住まいの相談窓口運営管理等業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	空き家と住まいの相談窓口運営管理等業務委託 (委託業務の内容) 1 移住者以外に対する空き家と住まいの相談窓口としての相談業務 2 空き家と住まいの相談窓口の運営と事務所等の維持管理 3 空き家と住まいの相談窓口で使用する車両等の維持管理 4 空き家と住まいの相談窓口の経理に係る経費の管理 5 その他空き家と住まいの相談窓口運営に関する必要な業務
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬ミライエ
	代 表 者	代表理事 荒明 健
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町一丁目 4 6 - 4 2 F 東
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該法人は、行政と連携しながら、空き家の利活用や適正管理の促進に向けた取り組みを進めるため、市内の「宅建協会」「全日本不動産協会」「建築士会」の会員から構成され、設立された法人であり、不動産取引や建築に関する専門知識や経験を有するとともに、市内の不動産業・建築業に精通している。本業務における空き家相談等について、効果的かつ効率的に実施するためには、同じ事業者が行う事が必要不可欠であることから、当該法人との随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000221 集団健(検)診案内通知作成及び封入封緘・発送業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種 類	業務委託
	概 要	集団健(検)診の案内通知等の作成や検査資材等の封入封緘・発送業務 (業務内容) (1) 通知書等作成 総合健(検)診：7種類、レディース検診：3種類 (2) 封入封緘 総合健(検)診：最多11種類、レディース検診：2種類 (3) 発送運搬 総合健(検)診：約22,200件、レディース検診：約2,300件
相 手 方	名 称	公益財団法人福島県保健衛生協会
	代 表 者	会長 鈴木 順造
	所 在 地	福島県 福島市 南中央4丁目2 1 番地 2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、県内自治体の各種健(検)診を総合的に実施している財団法人で、南相馬市民の各種健(検)診についても経年的に実施しており、本事業の集団健(検)診通知書等作成や検査資材等の封入封緘・発送業務に係るこれまでのデータを有し、集団健(検)診で継続的に使用する受診カードや尿検査資材などを封入することで、円滑に集団健(検)診を実施することが出来る。南相馬市の健(検)診内容を熟知している業者は当該業者のみであるため随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000224 南相馬市移住・定住者向け空き家利活用推進業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市移住・定住者向け空き家利活用推進業務委託 (委託業務の内容) 1 空き家と住まいの相談窓口「ミライエ」の運営 2 空き家・空き地バンク業務 3 空き家の掘起こし・調査 4 空き家利活用に関する情報収集、分析、企画、提案
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬ミライエ
	代 表 者	代表理事 荒 明 健
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町一丁目 4 6 - 4 2 F 東
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、相談者などへの相談対応から解決・提案までをワンストップで行うことが必要である。 当該法人は、行政と連携しながら、空き家の利活用や適正管理の促進に向けた取り組みを進めるため、市内の「宅建協会」「全日本不動産協会」「建築士会」の会員から構成され、設立された法人であり、不動産取引や建築に関する専門的知識や経験を有するとともに、市内の不動産業・建築業に精通する法人である。また、同法人には、全国的に実績がある事業者も在籍しており、空き家の利活用に関する様々なネットワークやノウハウを有し、本業務における空き家相談について、本業務を効果的かつ効率的に実施できる当該法人であることから、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000225
	履行場所	市内小中学校（１７校）
	種 類	業務委託
	概 要	市内小中学校の児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう学校の施設等の適正な管理や清掃等を行う。 (学校用務員の委託) 小学校 11 校、中学校 6 校 (学校管理業務) 施設・設備等の維持管理、校舎内外の清掃作業による環境整備など。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、簡易な施設管理業務であり、当該業者は本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、南相馬市シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000226 南相馬市復興支援員設置業務委託（鹿島商工会）
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字町 3 9
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 8 条各号に掲げる業務を実施し、南相馬市と協力して被災地等の復興支援を行う。 業務概要 (1) 復興支援員の職務環境の整備 (4) 支援員活動 (2) 支援員の配置 (1 名) (5) 指導管理 (3) 事業推進 (6) 報告書作成
相 手 方	名 称	鹿島商工会
	代 表 者	会長 草野 繁春
	所 在 地	南相馬市 鹿島区鹿島字町 3 9
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入すること】 当該業務は、南相馬市復興支援員設置要綱第 8 条の規定により、復興支援員の活動を推進するため、地域コミュニティ再構築に寄与することができると認める団体が履行するものであり、当該業者は、鹿島区の商工業に深く精通しているとともに、必要なノウハウやネットワークを有していることから、当該業務を履行可能とする唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [鹿島区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000228
		【単価契約】ヒトパピローマウイルス任意予防接種費用助成事務作業業務委託
	履行場所	相馬郡医師会の会員で市の行う HPV 任意接種の協力を承諾している医療機関
	種 類	業務委託
概 要	ヒトパピローマウイルスワクチン任意予防接種を受ける者の負担軽減を図るため、契約期間内に対象者の接種費用の一部を助成する。	
相 手 方	名 称	一般社団法人 相馬郡医師会
	代 表 者	会長 新道 譲二
	所 在 地	南相馬市 原町区東町一丁目 8 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、市内医療機関を包括的に支援している社団法人で、当該業務実施において、各医療機関の適切な調整を行うことができる業者が他にいないため、上記業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000230 南相馬市中学生海外研修事業業務委託
	履行場所	学校教育課
	種類	業務委託
	概要	南相馬市中学生海外研修事業の委託をするもの 研修実施時期 ①オーストラリア研修：令和8年7月23日～8月16日の間で4泊6日又は7日 ②シンガポール研修：令和9年3月24日～3月30日の間で3泊4日又は5日 研修内容 ・ホームステイによる現地での生活体験（①）/ 現地企業訪問（②） ・現地の学校又は学生との異文化交流、体験活動等 ・訪問国の理解醸成として主要な歴史文化等にふれる体験活動 研修対象 ・令和8年度に南相馬市立中学校に在籍している2年生 計20名（①）/ 計25名（②）
相 手 方	名称	株式会社 J T B 福島支店
	代表者	支店長 堀内 紀孝
	所在地	福島県 郡山市 中町10-10 メルフ郡山1階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業を実施するにあたり、研修生に対して有意義となる研修（事前研修、事後研修、報告会を含む）を提供し、事業目的を達成するためには、委託事業者の業務内容、研修先の関係者との連絡調整、安全性の確保等の能否が大きく影響する。このことから、面一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、仕様書に基づく各事業者からの専門的な提案内容や価格等を総合的に評価して受託候補者を選定するため、プロポーザル方式を採用した。 2月5日開催の南相馬市中学生海外研修事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、総合的に審査した結果、当該事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000232 ジャンボタクシー受付業務委託
	履行場所	南相馬市小高区本町 1 丁目 5 7 番地
	種 類	業務委託
	概 要	旧避難指示区域内の交通弱者の生活支援のために市が運行するジャンボタクシーの乗車予約受付を行う。
相 手 方	名 称	有限会社富士タクシー
	代 表 者	代表取締役 小林 清人
	所 在 地	南相馬市 小高区本町 1 丁目 5 7 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、旧避難指示区域内における交通弱者の生活支援にかかるジャンボタクシーの乗車予約受付業務であり、迅速な対応など利用者の利便性向上を目的として、予約受付から配車までの一元管理が可能な事業者は当該事業者のみであることから、確実な履行が見込める当該事業者と随意契約を締結するもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000234 南相馬市ホームページ編集システム借上げ
	履行場所	南相馬市総務部秘書課
	種 類	賃貸借
	概 要	南相馬市ホームページ編集システムを利用する上で必要となるシステムの運用・保守を行う。 ホームページ編集システム運用・保守 ・システム監視 ・障害・バージョンアップ対応 ・災害時・緊急対応
相 手 方	名 称	株式会社サイネックス
	代 表 者	代表取締役社長 村田 吉優
	所 在 地	大阪府 大阪市天王寺区 上本町五丁目 3 番 1 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本ホームページ編集システムの著作権（ライセンス等）は、システム構築業者（開発業者）である当該業者が所有していることから、他業者では保守（管理・改修）業務が行えないため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部秘書課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000236
	履行場所	EVカーシェアリング実証事業借上げ
	種 類	南相馬市市民生活部環境政策課
	概 要	貸賃借 平日は市役所公用車としての利用、休日は地域住民や観光客等が利用可能とする、カーシェアリング事業として実施するもの。 契約期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日 業務内容：（1）車両の提供（EVカーシェアリング運用管理・サポート業務を含む） （2）車両の管理 （3）広報・PR活動への協力 （4）利用状況の報告
相 手 方	名 称	株式会社日産カーレンタルソリューション
	代 表 者	代表取締役 岡本 智
	所 在 地	神奈川県 横浜市西区 高島1-1-1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、令和7年3月14日に契約締結した「EVカーシェアリング実証事業借上げ（契約番号：2024000971）」において、運営業務が「『南相馬市EVカーシェアリング導入実証事業』における電気自動車の賃貸借受注コンソーシアム」から、その構成員である「株式会社日産カーレンタルソリューション」に移管されることとなったため、前契約を終了し、残存期間相当を新契約として締結するものである。 事業内容については、前契約の終了時に締結した覚書により、同一の内容で「『南相馬市EVカーシェアリング導入実証事業』における電気自動車の賃貸借受注コンソーシアム」から「株式会社日産カーレンタルソリューション」へ承継されるため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部環境政策課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000238 南相馬市移住相談窓口等業務委託
	履行場所	南相馬市旭町一丁目 4 6 - 4 2 階西
	種 類	業務委託
	概 要	・ みなみそうま移住相談窓口「よりみち」の運営 ・ プロモーション事業 ・ お試しハウス管理運営
相 手 方	名 称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代 表 者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町 3 丁目 2 8 番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 若い世代や子育て世代を中心に、本市が移住先として選択されるよう、移住相談窓口等の受入体制を整備するとともに、本市の魅力ある働き方や暮らし方の認知と関心向上を図るための情報発信や移住関連イベント等を実施することで、移住定住の促進を図ることを目的とする。本業務の目的に合致し効率的かつ有効な業務実施につながるものと考え、より有益な提案した事業者の選定が可能な公募型プロポーザル方式を実施した。 南相馬市移住相談窓口等業務委託プロポーザル審査委員会において、事業者の企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、総合的に審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000240 南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種類	業務委託
	概要	(1) 仕事・暮らし等体験プログラムの企画運営 (2) 小商い起業プログラムの企画運営 (3) 小商い起業フォローアップの企画運営
相 手 方	名称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代表者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所在地	南相馬市 原町区二見町3丁目28番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市への移住・定住につながるきっかけをつくるため、子育て世帯や若年層、Uターンを希望する出身者など、本市が積極的に迎え入れたいターゲット層に向けた体験型プログラムを実施するとともに、地方移住や起業に関心がある若い世代を呼び込むための空き店舗や空き家を活用した起業支援などを実施することにより、若年層や子育て世代の人口回復を図り、地域の再生と加速化を図ることを目的とする。本業務の目的に合致し効率的かつ有効な業務実施に繋がるものと考え、より有益な提案をした事業者の選定が可能な公募型プロポーザル方式を実施した。 南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託プロポーザル審査委員会において、事業者の企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、総合的に審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000241 南相馬市サポーター関係深化プログラム実施業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種 類	業務委託
	概 要	市の魅力を体験し感じるツアー、併せて首都圏にて関係深化のための交流会を企画・実施すること。 (1) ツアーの企画・調整・手配・運営実施 (2) 交流会の企画・調整・手配・運営実施 (3) 参加者の募集
相 手 方	名 称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代 表 者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町 3 丁目 2 8 番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市では、平成 3 0 年より南相馬市サポーター制度を実施しているが、このサポーター登録者に対し、本市への来訪機会を創出し本市への関心をさらに高めることで、更なる関係の深化を図ることを目的とする。本業務の目的に合致し効率的かつ有効な業務実施に繋がるものと考え、より有益な提案をした事業者の選定が可能な公募型プロポーザル方式を実施した。 南相馬市仕事・暮らし等体験プログラム業務委託プロポーザル審査委員会において、事業者の企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、総合的に審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 商工観光部移住定住課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000242 南相馬市サポーター会報誌等制作業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種 類	業務委託
	概 要	(1) 会報誌の企画制作 (2) 音声メディアの企画制作 (3) 印刷業務 (4) 袋詰め業務 (5) アンケート分析および情報拡散フォロー調査の実施
相 手 方	名 称	ma r u t t 株式会社
	代 表 者	代表取締役 西山 里佳
	所 在 地	南相馬市 小高区耳谷字表 6 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 南相馬市とつながりを持ちたいと考える南相馬市サポーターに会報誌を通して南相馬市の情報を伝え、南相馬市の魅力を知り、実際に南相馬市を訪れること等につなげることで関係性を深めることを目的とする。 南相馬市サポーター会報誌制作等業務委託プロポーザル審査委員会において、事業者の企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、総合的に審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000245 小高復興産業団地（フロンティアパーク）実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市小高区岡田字下川原田地内外
	種 類	業務委託
	概 要	設計業務 1.0式 ・ 整地設計、準備工設計、地盤改良設計（地盤解析）、地盤改良設計（図面・数量）、雨水排水設計、調整池設計、地区内幹線道路設計、管理用道路設計、農業用水・排水設計 ・ 各種申請協議 1.0式
相 手 方	名 称	株式会社千代田コンサルタント 南相馬営業所
	代 表 者	所長 執行役員所長 松浦 克之
	所 在 地	南相馬市 原町区高見町二丁目 1 5 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、市発注のフロンティアパーク整備事業において、現在造成中の西側約 1 3 h a に引続き、東側約 1 0 h a の整備を行うために必要な、土質調査、実施設計を行うほか、流量増対策関連申請、開発行為許可申請、盛土規制法に基づく申請に必要な協議、申請書作成を行う業務委託である。 本業務にあたっては、西側 1 3 h a における実施設計内容、並びに関係機関との協議経過を踏まえて、業務を遂行する必要がある。 当該業者は、「小高復興産業団地基本設計・実施設計業務委託」の受託者であり、現地の状況、基本・実施設計内容を把握しているほか、関係機関との協議経過・結果（河川法河川協議、都市計画法開発行為協議、ほ場整備事業との用排水量調整協議、国県市道関係協議等）を把握するなど、業務の遂行に必要な知見や技術を有する唯一の業者であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000246 南相馬市公共施設マイクログリッド等実現可能性調査業務委託
	履行場所	南相馬市役所市民生活部環境政策課
	種 類	業務委託
	概 要	(1) 情報収集・整理 (2) 現地調査 (3) 太陽光発電設備、蓄電池等における設備容量算定（デマンド見合い） (4) マイクログリッドの設備・システム構成検討 (5) 構造計算 (6) 導入結果の検討・PPAモデルの試算 (7) 工事費の算出 (8) 基本計画書作成
相 手 方	名 称	国際航業株式会社 福島営業所
	代 表 者	所長 塙 泰一郎
	所 在 地	福島県 郡山市 中町1番22号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は令和6年度に公募型プロポーザルを経て実施した「公共施設太陽光発電設備等導入調査業務委託」に関連業務である。 前調査の膨大な基礎データを活用した検討費用の削減や、施設特性の把握による円滑な現地調査など、連続性が必要な業務であり、これまでの調査結果を踏まえた検討が必要となるため、「公共施設太陽光発電設備等導入調査業務委託」を受託した当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [市民生活部環境政策課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000249 令和 8 年度南相馬市企業立地サポート事業業務委託
	履行場所	商工観光部商工労政課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市への企業誘致活動を効果的に展開するために、国内企業の立地計画等の情報収集や企業訪問活動のほか、工業団地の P R 等を実施する。
相 手 方	名 称	一般財団法人日本立地センター
	代 表 者	理事長 平井 敏文
	所 在 地	東京都 中央区 日本橋浜町二丁目 6 1 番 9 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市への企業誘致活動を効果的に展開するため、企業誘致の経験及び多くの企業情報の蓄積が必要となる。 一般財団法人日本立地センターは、本市の企業誘致に関する事業推進のため、平成 2 5 年度から継続的に事業を受託しており、企業アンケートの実績や企業訪問実績があり、経験と情報を有し企業誘致の指導的機関であることから、当該事業者と随意契約するものである	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000251
		サーフタウンPR事業業務委託
	履行場所	商工観光部観光移住課
	種 類	業務委託
概 要	(1) 「えぶなみ北泉」ウェブ情報発信業務 (2) 「えぶなみ北泉」SNS情報発信業務 (3) 北泉観光ガイドブック作成業務 (4) サーフィンイベント出展PR業務 (5) サーフィンメディアタイアップによる情報発信業務 (6) 風評被害調査・分析業務	
相 手 方	名 称	株式会社ADDIX
	代 表 者	代表取締役社長 伊藤 雄剛
	所 在 地	東京都 港区 南青山3-1-31KD南青山ビル7F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業の目的である、原子力災害に起因する本市サーフィン観光・交流に関する風評の払拭とサーフスポットとしての北泉海岸等のイメージ向上及び認知度向上は、事業者の専門的な技術力、創造性、豊富な経験等により履行内容、履行方法等に顕著な差異が現れる業務であり、事業者によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的な契約の内容を規定することが困難な業務である。そのため、画一的な仕様書に基づく価格の比較のみではなく、事業者からの企画提案の内容等を評価して選定するプロポーザル方式を採用し、受注候補者を選定した。 プロポーザルを実施した結果、上記業者が受注候補者に選定されたことから、当該事業者と随意契約を行うものです。	
工事等担当課名 〔 商工観光部観光移住課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000256 小高復興産業団地（フロンティアパーク）工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区岡田字上川原田地内外
	種 類	業務委託
	概 要	発注者支援業務 1式 監督員補助 20ヵ月
相 手 方	名 称	株式会社千代田コンサルタント 南相馬営業所
	代 表 者	所長 執行役員所長 松浦 克之
	所 在 地	南相馬市 原町区高見町二丁目15番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、市発注のフロンティアパーク整備事業において、市監督員が行う工事監理業務等を補完するための発注者支援業務である。 当整備工事は盛土造成のほか、国県道の改良・交差点設置、用排水路整備、調整池築造等多岐にわたるため、工事監理においては、これらに関する知見や総合的な技術・知見が必要となる。 当該業者は、当整備工事に係る「小高復興産業団地基本設計・実施設計業務委託」の受注者であり、当整備エリアの地盤状況、実施設計内容、調整すべき関係機関、整備工程等、本業務の遂行に必要な技術や知見を有する唯一の業者であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 商工観光部商工労政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000257 南相馬市民文化会館 中央監視装置修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	中央監視装置修繕業務委託 制御盤（中央監視ハードウェア） 1 式 エンジニアリング費 1 式
相 手 方	名 称	ジョンソンコントロールズ株式会社 南東北営業所
	代 表 者	所長 八島 尚貴
	所 在 地	福島県 郡山市 池ノ台 1 6 - 1 8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、該当施設における中央監視装置機器の製造及び施工業者であり、本機械設備に熟知しており、既存の機器と本機器との互換性もあることから、当該業者以外では修繕を行うことができないため当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000261 有害鳥獣焼却施設焼却炉等修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小沢字小沢地内
	種 類	業務委託
	概 要	有害鳥獣焼却施設の環境管理の性能維持のため、焼却炉及び付帯設備の補修を行うもの。 ① 2 号炉修繕（キャスターブロック打替） ② 共通設備修繕（バグフィルター濾布交換、飛灰集塵機濾布交換）
相 手 方	名 称	株式会社宮本工業所
	代 表 者	代表取締役 宮本 芳樹
	所 在 地	富山県 富山市 奥田新町 1 2 番 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、株式会社宮本工業所が製造した設備である。このことから当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000263
		おだかぐらしプロモーション事業業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
概 要	本業務は、小高区への移住・定住につながる小高区の魅力を発信することを目的に構築したウェブサイト「おだかる」を活用し、移住を検討する方やその可能性がある方に向けて、小高区で「暮らす」「働く」人々を中心とした「小高らしさ」の魅力を伝えるコンテンツ制作とターゲット層の拡大及び共感を促す情報発信を目的とする。	
相 手 方	名 称	株式会社東北博報堂 福島ビジネスデザイン局
	代 表 者	局長 渡辺 建
	所 在 地	福島県 福島市 大町7番3号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、小高区への移住・定住につながる小高区の魅力を発信することを目的に構築したウェブサイト「おだかる」を活用した情報発信を行うことから、単に価格の優劣のみで事業者を選定することが困難であるため、プロポーザル方式を採用した。 令和8年3月27日開催のおだかぐらしプロモーション事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会による審査の結果、当該事業者が本事業の最優秀提案事業者として選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000265
	履行場所	南相馬市水道事業料金改定計画策定補完業務委託
	種類	建設部水道課
	概要	業務委託 設計業務 1.0式
相 手 方	名称	新日本設計株式会社 東北支社相双営業所
	代表者	所長 矢内 賢紀
	所在地	南相馬市 原町区上町3-38-2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当業務は、南相馬市水道事業の料金改定作業を円滑に進めるため、令和7年度に実施した「南相馬市水道事業料金改定計画策定業務」の結果をもとに、料金改定に必要な各種書類等を追加で作成する料金改定計画策定業務の補完業務であることから、令和7年度に当該料金改定計画策定業務を受託した事業者でなければ、その業務を遂行することができないため、当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000289 標準レイアウト改修業務委託
	履行場所	デジタル推進課
	種 類	業務委託
	概 要	社会保障・税番号制度の情報連携機能に関して、令和 8 年度に対応が必須とされているデータ標準レイアウトの改版対応作業（副本再登録、および情報照会機能見直し）を実施する。 委託業務 ・標準レイアウト改定対応作業 ・副本再登録作業 ・市職員の作業支援 ・問い合わせ対応
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、社会保障・税番号制度の情報連携機能を使用する住民情報システムの開発元である当該事業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000290 南相馬市イントラネットワーク通信機器等更改業務委託
	履行場所	南相馬市内、福島県内
	種 類	業務委託
	概 要	職員が安心してシステムを使用できる環境の構築及び信頼性の高い住民サービスの提供を目的に、当市イントラネットワーク環境における情報セキュリティ対策を行う。 福島県のセキュリティクラウドを通じ、情報通信を安全かつ高速に行うことを目的とし構築された総合行政ネットワークの接続機器の更改等を行う。 ・ 第五次 L G W A N ルータ機器更改及び設定作業 ・ イントラネットワーク通信機器更改
相 手 方	名 称	N T T 東日本株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 大町 9 番 2 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、イントラネットワーク通信機器及びLGWAN接続機器の更改のため当市のイントラネットを構築した当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約する。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000302
		馬術競技用障害物の購入
	履行場所	南相馬市馬事公苑
	種類	物品
概 要		令和8年度に実施する第53回東北スポーツ総合スポーツ大会（馬術競技）の開催にあたり、馬術競技用障害物を購入するもの。
		馬術競技用障害物 1式（詳細については物品仕様書別紙に記載）
相 手 方	名称	株式会社相双教育用品 南相馬営業所
	代表者	所長 吉田 秀夫
	所在地	南相馬市 原町区橋本町3丁目38-27
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☒ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 指名競争入札において、応札がなく不調となったもの。 その後、再度市内の事業者へ履行確認を行ったところ、1社から見積に応じることが可能である確認がとれたことから、期間内で履行できる唯一の事業者である当該事業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康スポーツ課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000307 行政区長タブレット端末借上げ
	履行場所	南相馬市復興企画部くらし安全課
	種 類	賃貸借
	概 要	タブレット端末賃貸借 近年、激甚化・頻発化する自然災害や大規模火災等から地域住民の命と生活を守るため、災害時等における迅速な対応が求められていることから、全ての行政区長に共通操作のタブレット端末を貸与することにより、市と行政区長との間で効果的かつ効率的な情報共有の連絡網を構築するとともに、共通のプラットフォーム（地域コミュニティアプリ）を利用した双方向の連絡体制を整備する。 このために必要なタブレット端末機等を賃貸借する。 タブレット端末 184台
相 手 方	名 称	株式会社NTTドコモ 東北支社
	代 表 者	執行役員東北支社長 野沢 千晶
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 上杉一丁目1番2号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☒ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 指名競争入札において、応札したのは当該事業者1社のみであり、本業務を履行できる唯一の事業者であることから当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 復興企画部くらし安全課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000311
	履行場所	南相馬市地方公会計財務書類作成業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	総務省から示された統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成し、本市が導入している公会計連携システムへのデータ反映を実施する。
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、現在使用している財務会計システムの導入業者であり、他の業者では、財務会計システムへ財務書類のデータを反映することが困難であることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部財政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000321
	履行場所	教育旅行誘致事業業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	教育旅行誘致事業業務を委託するもの。 (1) プログラムの拡大とツールの整備 (2) 効果的なプロモーションの実施 (3) 学校行事化に向けた来訪促進 (4) 安心して来訪してもらうための受入オペレーション強化 (5) 事業の持続的発展のための新たな提案
相 手 方	名 称	株式会社 J T B 福島支店
	代 表 者	支店長 鳩石 幸一
	所 在 地	福島県 郡山市 中町 1 0 - 1 0 メルフ郡山 1 階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業の目的である「本市の強みを活かした教育旅行誘致」に向けては、体験できる教育プログラム内容、マーケティング方法、誘致戦略など、市と共に本事業を実施する事業者の視点や営業手法によって成果が大きく異なるため、単に価格の優劣のみで事業者を選定することが出来ない。 このことから、各事業者からの企画提案の内容等を評価して選定することで、市のニーズに合致し、より効果的に教育旅行の誘致に繋がるものと期待されるため、プロポーザル方式を採用した。 3 月 1 3 日開催の教育旅行誘致事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、総合的に審査した結果、当該事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [商工観光部観光移住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000342
	履行場所	防災行政無線遠隔制御装置有線化業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	既設設備である防災行政無線遠隔制御装置について、新たに有線ネットワークサービスを導入することで、ネットワークの強化を図る。 (機器) ルーター 3 台 (作業仕様) ルーターの新設 (据付・調整) 作業、システム試験、既設監視画面改修ほか
相 手 方	名 称	N E C ネットエスアイ株式会社 福島営業所
	代 表 者	所長 及川 賢司
	所 在 地	福島県 福島市 本町 5 番 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本件は、既設設備防災行政無線遠隔制御装置について、新たに有線ネットワークサービスを導入する業務である。当該装置および防災行政無線にかかるシステム系統については、設置業者であるNECネットエスアイ株式会社に当該システムの保守を委託しており、当該業者以外での対応が困難であることから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [復興企画部くらし安全課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000352 公園施設維持管理補助業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北町（下川原公園）地内外
	種 類	業務委託
	概 要	原町区内の公園日常管理の補助として、下記の業務を実施する。 業務内容 (1) 施設の管理及び清掃（主に草刈り、ゴミ等） (3) 施設の見回り及び巡回点検 (2) 施設の簡易な補修 (4) その他（市担当者からの指示事項） 従事時間等 週 5 日（月曜日から金曜日） 8 時 1 5 分から 1 7 時 1 5 分までの 8 時間以内 2 人以上で従事する
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は、軽易な作業であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部都市計画課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000356 令和8年度南相馬市地番現況図データ更新等業務委託
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種類	業務委託
	概要	本業務は、固定資産の課税客体（土地）についての確かつ効率的に把握し、公平・適正な課税に資するため、税務課で運用している固定資産税評価システム（PasCAL）に搭載している地番図データ等について、令和8年1月2日から令和9年1月1日までの間に異動となった内容を基に、更新を行うものである。
相 手 方	名称	株式会社パスコ 福島支店
	代表者	支店長 佐賀 武義
	所在地	福島県 福島市 栄町6番6号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、現在運用している固定資産税評価システム（PasCAL）の構築業者であり、当該業務は本システムに搭載している地番図データ等を更新する業務であるため、本システムの構築業者でなければ業務を履行できないことから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000365 クリーン原町センター 1 号炉バグフィルタ整備修繕等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	各設備のろ布、耐火物、鋳物部品等の更新、補修、部品交換、調整、整備を行うことにより、各設備の安定稼働継続およびごみの安定焼却と燃焼ガスの安定冷却、焼却灰の安定処理、安定搬送を確保する。 ・ 1号炉バグフィルタ整備修繕 ・ 1号炉誘引送風機～煙突間ダクト更新修繕 ・ プラント用空気圧縮機更新修繕 ・ 1・2号炉内耐火物修繕 ・ 1号炉乾燥帯ロストル更新修繕 ・ プラント各所点検整備修繕 ・ 1・2号炉水冷ストーカ用冷却塔整備修繕 ・ 1・2号炉送風機点検整備修繕 ・ 1号炉給じん装置プッシュガイド調整修繕 ・ ごみピットスロープ補修修繕 ・ 煙突内部清掃点検整備修繕 ・ 1・2号炉助燃バーナ点検整備修繕
相 手 方	名 称	三機グリーンテック株式会社
	代 表 者	代表取締役 高橋 裕樹
	所 在 地	神奈川県 大和市 中央林間七丁目 10 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、三機建設株式会社が製造した設備であるが、メンテナンス等は子会社である三機グリーンテック株式会社が全て行っている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000366 粗大ごみ処理施設供給フィーダ修繕等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	本修繕は、粗大ごみ処理施設各機器の部品交換、補修、増設を行うことにより、設備の安定稼働を確保することを目的とする。 ①供給フィーダ修繕 ②アルミ選別機シュート修繕 ③鉄貯留ホッパ消火用散水設備整備修繕
相 手 方	名 称	メタウォーター株式会社 東北営業部
	代 表 者	部長 藤野 康平
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目 9 番 1 号仙台トラストタワー
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は栗本鉄工所が製造した設備ですが、現在はメタウォーター株式会社が全て技術譲与を受けている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、 随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000367 最終処分場浸出污水处理施設修繕業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉地内
	種 類	業務委託
	概 要	最終処分場浸出污水处理施設において、機器の修繕を行い、水質管理を適正に保つことを目的とする。 ①流入弁修繕 ②沈砂槽点検蓋修繕 ③脱窒素槽回転円板大スプロケット、プッシュドチェーン修繕
相 手 方	名 称	株式会社島工業
	代 表 者	代表取締役 佐久間 俊光
	所 在 地	福島県 郡山市 富久山町久保田字古町 1 6 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、エスケーエンジニアリング株式会社が製造した設備であり、現在は株式会社島工業が全て技術譲与を受けている。 このことから、当該設備の機器の修繕及び調整を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000369 リサイクルプラザびん類供給コンベヤ修繕等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	本修繕は、下記リサイクルプラザ各機器の部品交換、補修、増設を行うことにより、設備の安定稼働を確保することを目的とする。 ①びん類供給コンベヤ(1)修繕 ②スチール缶圧縮成形機修繕 ③動力制御盤・中央監視盤シーケンサ修繕
相 手 方	名 称	メタウォーター株式会社 東北営業部
	代 表 者	部長 藤野 康平
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目 9 番 1 号仙台トラストタワー
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、栗本鉄工所が製造した設備であり、現在はメタウォーター株式会社が全て技術譲与を受けている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000370 原町水道施設除草作業業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原地内外
	種 類	業務委託
	概 要	原町区水道施設除草作業 ・施設数：20箇所 ・作業回数：年3回 ・除草面積：24,282㎡
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000380
		令和 8 年度国保税納税通知書印刷印字封入封緘業務委託
	履行場所	南相馬市税務課市民税係
	種 類	業務委託
	概 要	(1) 国民健康保険税納税通知書の印刷業務 1 4 , 1 0 0 件 (2) 国民健康保険税納付書の印刷業務 8 5 , 5 0 0 件 (3) 当初賦課印字業務 約 1 0 , 0 0 0 件 (4) 例月更正印字業務 約 4 , 0 0 0 件 (5) データ吸上げ・復元・納品等業務 当初 1 回・随期 8 回
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 近藤 裕孝
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市が所有する賦課データの吸上げ処理から納税通知書印字及び封入までの業務であり、現行システムデータの活用やシステム機能との不整合等が発生した場合の対応を含め、システム開発者でなければ本業務を履行できない。 また、納税通知書の大量一括処理は、接続する専門機器での処理となることから、システム運用やカスタマイズ等に精通し、本業務の仕様に基づく履行期間内での一連処理において、確実な履行が見込める唯一の業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000388 防災集団移転元地管理事業 防災集団移転元地除草作業（原町区北部）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区泉字塚越 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地の草類の刈払を行い、地域の環境保全を図る。 南相馬市原町区泉字塚越 地内外 44,492.85㎡×2回＝88,985.7㎡ 1 回目（6～7 月） 44,492.85㎡ 2 回目（9～11 月） 44,492.85㎡
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本草刈業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000390 防災集団移転元地管理事業 防災集団移転元地除草作業（原町区南部）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小浜字丸山 地内外
	種類	業務委託
	概要	防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地の草類の刈払を行い、地域の環境保全を図る。 南相馬市原町区小浜字丸山地内外 58,305.86㎡×2回＝116,611.72㎡ 1回目（6～7月） 58,305.86㎡ 2回目（9～11月） 58,305.86㎡
相 手 方	名称	原町南部復興組合
	代表者	組合長 宝 玉 義 則
	所在地	南相馬市 原町区江井字堀内前27
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地管理のため、草類の刈払作業を行うものであるが、作業実施箇所が点在し、農地、宅地、原野、山林などが混在している上、段差やコンクリート基礎の一部が残る場所の作業となるため、土地の状況を十分に把握し作業をする必要がある。 当該組合は、地域の農業者等により構成され、用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の土地の状況に精通しており、当該事業を迅速にかつ的確に遂行できる唯一の業者であることから随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000392 農業用水利施設等除草（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区区内一円
	種 類	業務委託
	概 要	草刈り業務 A=258,320㎡ 農道 A=176,390㎡ 農業用用水施設 A= 81,930㎡ (頭首工、ため池、揚水機場)
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、主に機械による農道等の除草を行うものである。当該組合は市内業者 2 9 社で構成されており、現場状況や業務スケジュールに即した作業員の確保が出来ること、また市内全域の農道等の状況を把握していることから、本業務の確実な履行が見込めるのは当該組合のみであるため随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2026000394 防災集団移転元地管理事業 防災集団移転元地除草作業（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区塚原字釜ノ上 地内外
	種類	業務委託
	概要	防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地の草類の刈払を行い、地域の環境保全を図る。 南相馬市小高区塚原字釜ノ上地内外 113,337.02㎡×2回＝226,674.04㎡ 1回目（6～7月） 113,337.02㎡ 2回目（9～11月） 113,337.02㎡
相 手 方	名称	ふるさと小高区地域農業復興組合
	代表者	組合長 佐藤 定男
	所在地	南相馬市 小高区東町一丁目122番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地管理のため、草類の刈払作業を行うものであるが、作業実施箇所が点在し、農地、宅地、原野、山林などが混在している上、段差やコンクリート基礎の一部が残る場所の作業となるため、土地の状況を十分に把握し作業をする必要がある。 当該組合は、地域の農業者等により構成され、用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の土地の状況に精通しており、当該事業を迅速にかつ的確に遂行できる唯一の業者であることから随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000395 ふくしま森林再生事業 森林整備等（鹿島区 2 5 林班外）総合管理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区小山田 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	森林整備業務の総合管理業務 森林整備 A=111.37ha (内訳) (保育間伐) A=71.35ha (利用間伐) A=38.78ha (人工林整理伐) A=0.45ha (更新伐) A=0.79ha 放射性物質拡散防止対策 丸太筋工 L=1,180m
相 手 方	名 称	福島県森林組合連合会
	代 表 者	代表理事長 田子 英司
	所 在 地	福島県 福島市 中町 5 番 1 8 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、ふくしま森林再生事業 森林整備等（鹿島区 2 5 林班外）業務委託およびふくしま森林再生事業 森林整備等（鹿島区 4 0 林班外）業務委託の総合管理業務である。当該業務においては、年度別事業実施計画の作成業者（福島県森林組合連合会）が森林整備等の設計内容を熟知しており、最も効率的に業務を行うことができるため、当該業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [農林水産部農林整備課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000397
		固定資産（土地）の評価替えに伴う路線情報等更新業務委託
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種 類	業務委託
概 要	本業務は、令和 9 年度固定資産評価替えに向け、用途地区及び状況類似地域、標準宅地、価格形成要因等を基に、路線価を算出し運用中の固定資産税評価システム (PasCAL：株式会社パスコ社製) の路線情報等を更新するものである。	
相 手 方	名 称	株式会社パスコ 福島支店
	代 表 者	支店長 佐賀 武義
	所 在 地	福島県 福島市 栄町 6 番 6 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、現在運用している固定資産税評価システム（PasCAL）の構築業者であり、当該業務は令和 9 年度固定資産評価替えに向け本システムの路線情報等を更新する業務であるため、本システムの構築業者でなければ業務を履行できないことから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000407
	履行場所	南相馬市女性活躍推進事業業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	本市は、女性が職場・家庭・地域等において活躍する地域を目指しており、ライフイベントや女性特有の体調の変化もある若い世代の女性が自分を磨き、職場・家庭・地域において自分らしさを発揮できる個性と能力の形成を支援することを目的としたセミナーを実施する。
相 手 方	名 称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代 表 者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町3丁目28番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務の履行にあたっては、地元出身者のみならず本市への移住者にも参加を促すため、若い世代の女性の参加意欲を高めるためのコミュニケーション力があり、対象となる女性に対して一定のネットワークを持っていること、過去の参加者との信頼関係が構築されていること等の要件が必要である。 当該事業者は令和6年度に公募型プロポーザルにより選定された事業者であり、これまでの2年間で蓄積した実績、過去の参加者の講座受講後の取組事例等を踏まえつつ、仲間との協働や活動を通じた地域でのコミュニティ形成といった、より実践的な部分を重視したプログラムを実施することが可能な唯一の事業者であることから随意契約をするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000409
		石一小プールろ過機自動化改修業務委託
	履行場所	石神第一小学校
	種 類	業務委託
概 要	ろ過機自動化改修業務 改修箇所：石神第一小学校 プール機械室 循環浄化装置 改修内容：ろ過装置の全自動運転化	
相 手 方	名 称	福島水交株式会社 原町営業所
	代 表 者	原町営業所長 馬目 努
	所 在 地	南相馬市 原町区栄町一丁目46番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、既設の循環浄化装置の製造、設置を行っている。既設の当該業者製のろ過機、滅菌装置と連動して自動運転化するには、当該業者製の制御盤自動システムが不可欠であることから、当該業者と随意契約とする。 。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000413
		行政情報システムデータ移行業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種 類	業務委託
概 要	財務会計、文書、庶務管理システム等、庁内の事務の効率化に資するため、行政情報システムの更改を行う。 当該更改に当たり現行システムから新システム稼働で必要となるデータの抽出及び出力を行う。	
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本委託業務は、現行の行政情報システムからの移行データ抽出及び出力のため、現行の行政情報システムを構築した当該業者でなければ履行できないことから随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000416 南相馬市下水道管路情報電子化更新等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区地内外
	種 類	業務委託
	概 要	下水道管路情報電子化更新等 公共下水道事業 L=3.0km 特定環境保全公共下水道事業 L=4.8km 農業集落排水事業 L=58.0km
相 手 方	名 称	株式会社パスコ 福島支店
	代 表 者	支店長 佐賀 武義
	所 在 地	福島県 福島市 栄町6番6号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託では、本市が導入している統合型GISシステム「PasCAL」（運用業者：(株)パスコ）内の下水道台帳図の更新等の業務を実施します。令和7年度に、当該業者がPasCAL上で下水道台帳電子化の構築を行ったことに伴い、同システムにおけるデータの搭載・更新作業、保守・メンテナンス、さらには各種権限設定などの業務を他業者が行えないため、本業務委託については当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000442
		【単価契約】移動図書館車運転業務
	履行場所	南相馬市立中央図書館
	種 類	業務委託
概 要	本業務は南相馬市立図書館が運行する移動図書館の運行を円滑に遂行するため、移動図書館車を運転する運転手の派遣委託を行うもの。	
相 手 方	名 称	公益社団法人 福島県シルバー人材センター連合会
	代 表 者	会長 山内 芳夫
	所 在 地	福島県 福島市 本町 5 番 5 号福島本町フコク生命ビル 3 階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該シルバー人材センターは、本運転手業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000484 南相馬市つながり交流会実施業務委託
	履行場所	南相馬市商工観光部 観光移住課
	種 類	業務委託
	概 要	(1) 第 1 回交流会 (東京開催) (2) 第 2 回交流会 (南相馬開催) (3) オンラインコミュニティの構築・運営
相 手 方	名 称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代 表 者	福島浜通り支社長 後藤 彩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町 3 丁目 2 8 番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、首都圏を中心に生活する本市にゆかりのある若年層を対象に、交流会の開催等を通じて本市の魅力や現在の姿に触れる機会を創出し、本市との関係性を深めることを目的とする。 そのため、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、交流会等の企画立案から運営までの実績やノウハウ、首都圏等とのネットワークを有する事業者から企画提案書を徴し、その内容を勘案するため、より有益な提案した事業者の選定が可能な公募型プロポーザル方式を実施した。 南相馬市つながり交流会実施業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、応募事業者の企画提案書及び見積書について総合的に審査した結果、当該事業者が最優秀提案事業者に選定されたことから、当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部観光移住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000485 南相馬市立小学校 G I G A スクール端末購入
	履行場所	原町第一小学校 外
	種 類	物品
	概 要	南相馬市立小学校 G I G A スクール端末購入 (1) 対象校：市立小学校 11 校 (原一小、原二小、原三小、高平小、大甕小、太田小、石一小、石二小、鹿島小、上真野小、小高小) (2) 購入機器：i P a d (2, 599 台)
相 手 方	名 称	株式会社エフコム
	代 表 者	代表取締役社長 斎藤 正弘
	所 在 地	福島県 郡山市 堤下町 13 番 8 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 国の G I G A スクール構想に基づき公立小中学校に整備するタブレット端末について、効率的かつ確実な調達を図るため、各自治体の要望を集約して県域での共同調達を行うこととしている。 内申業者は、県域での共同調達の調整を担うふくしま G I G A スクール推進協議会が実施した公募型プロポーザルにより、厳格な審査を経て選定された業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000487 南相馬市立中学校G I G Aスクール端末借上げ
	履行場所	原町第一中学校 外
	種 類	賃貸借
	概 要	南相馬市立中学校G I G Aスクール端末借上げ (1) 対象校：市立中学校6校 (原一中、原二中、原三中、石神中、鹿島中、小高中) (2) 借上機器：c h r o m e b o o k (1, 245台) (3) 借上期間：5年リース (R8.11.1～R13.10.31)
相 手 方	名 称	株式会社エフコム
	代 表 者	代表取締役社長 斎藤 正弘
	所 在 地	福島県 郡山市 堤下町13番8号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 国のG I G Aスクール構想に基づき公立小中学校に整備するタブレット端末について、効率的かつ確実な調達を図るため、各自治体の要望を集約して県域での共同調達を行うこととしている。 内申業者は、県域での共同調達の調整を担うふくしまG I G Aスクール推進協議会が実施した公募型プロポーザルにより、厳格な審査を経て選定された業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000488 観光ガイドブック制作事業業務委託
	履行場所	商工観光部観光移住課
	種 類	業務委託
	概 要	本市の魅力を効果的に伝える、訴求力のある冊子の制作 【業務内容】 ア コンテンツの企画・立案 イ 取材 ウ デザイン・編集 エ 翻訳（英語） オ 印刷 カ その他付帯業務
相 手 方	名 称	株式会社 J T B パブリッシング
	代 表 者	代表取締役 社長執行役員 盛崎 宏行
	所 在 地	東京都 江東区 豊洲 5－6－3 6 豊洲プライムスクエア 1 1 階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務の目的である市内観光情報が一体的に掲載された総合的な観光ガイドブックの制作は、デザインや文言の表現によって内容とその後の成果が大きく異なるため、単に価格の優劣のみで事業者を選定することが出来ないことから、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、各事業者からの企画提案の内容等を評価して選定するプロポーザル方式を実施した。 南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、応募事業者の業務実績、見積書及び企画提案書の内容を総合的に審査した結果、当該事業者が最優秀提案事業者に選定されたことから、当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部観光移住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000499
	履行場所	市内旧避難指示区域及び市内旧避難指示区域から周遊が可能な範囲ほか
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、移住に興味・関心があるまたは検討している方に対して、小高区での暮らしや魅力を体験するオーダーメイド型の現地案内を通じて、移住促進及び関係人口の拡大を目的に実施する。
相 手 方	名 称	株式会社 石見銀山地域経営研究所
	代 表 者	代表取締役社長 松場 忠
	所 在 地	島根県 大田市 大森町ハ 1 8 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、オーダーメイド型移住体験ツアーの企画立案から、安定的な運営を担う管理体制の構築が必要であることから、事業者から提案される企画内容と価格を双方から総合的に判断するため、プロポーザル方式を採用した。 令和 8 年 5 月 2 7 日開催のおだかぐらし体験ツアー事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会による審査の結果、当該事業者が本事業の最優秀提案事業者として選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000520 (仮称) 小高区地域計画及び旧小高商業高等学校跡地利活用基本計画策定業務委託
	履行場所	南相馬市小高区
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市第三次総合計画との整合性をとりながら小高区の将来像と具体的な取組を整理し、実現に向けた「(仮称)小高区地域計画」を策定することとする。 この地域計画を基盤として「旧小高商業高等学校跡地利活用の基本計画」についても併せて策定する。
相 手 方	名 称	株式会社ふたば
	代 表 者	代表取締役 遠藤 秀文
	所 在 地	福島県 双葉郡富岡町 曲田55番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市第三次総合計画との整合性をとりながら、小高区まちづくりプランを踏まえた、新たな手法や視点などについて、事業者から提案される企画内容と価格を双方から総合的に判断するため、プロポーザル方式を採用した。 令和8年6月9日開催（仮称）小高区地域計画及び旧小高商業高等学校跡地利活用基本計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会による審査の結果、当該事業者が本事業の最優秀提案事業者として選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2026000536 配水管布設替（深野地区）緊急工事
	履行場所	南相馬市原町区深野字庚塚地内外
	種 類	工事
	概 要	配水管布設替工 DIP-GXφ200 L=105m 排泥弁工 N=2箇所 不断水分岐工 N=1箇所
相 手 方	名 称	株式会社セントラル住設
	代 表 者	代表取締役社長 齋藤 洋一
	所 在 地	南相馬市 原町区上渋佐字原田189番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☒ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 相双農林事務所のパイプライン工事において、既設水道管が支障となり、パイプライン布設時に当該管路を損傷させる事故が発生し、漏水箇所の緊急修繕を実施した。これをうけ、既設管の調査を実施したところ、管に経年劣化による著しい腐食が確認され、再度漏水が発生する恐れが高いことが判明した。 また、当該管路については北泉地区まで給水している基幹管路であり、損傷した場合広範囲断水となることから、早急に布設替えする必要性があることが確認された。 上記の理由により、地方自治法施行令167条2の2第1項第5号の規定により随意契約としたい。 相手方については、当該工事を早急に実施できる唯一の業者である(株)セントラル住設を指名したい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。